

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

台東区は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・台東区は「地方税に関する事務」を行うために「税務システム」を使用している。
- ・税務システムに係る運用管理業務を外部業者に委託しているが、『電子情報処理委託に係る標準特記仕様書』および『電算処理の特定個人情報取扱業務委託契約特記事項』を作成し個人情報保護の対策を講じている。
- ・税務事務の一部を外部委託しているが、財団法人日本情報処理開発協会の『プライバシーマーク制度』または、『情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度』の認定事業所であることを定め、個人情報の社内規定等を提出させることにより、情報セキュリティ遵守状況を確認している。
- ・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈認証やID及びパスワードにより操作者を限定、追跡調査のためコンピュータの使用記録を保存、照会範囲を限定、端末データの持ち出しを制限するなどの対策を講じている。

評価実施機関名

東京都台東区長

公表日

令和4年12月14日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税に関する事務
	<p>台東区における地方税に関する賦課、徴収等の事務は、以下の「特別区民税、都民税賦課関連事務」、「軽自動車税賦課関連事務」、「収納関連事務」、「滞納整理関連事務」に分かれ事務を行っている。</p> <p>1. 特別区民税、都民税賦課関連事務</p> <p>地方税法に基づき、その年の1月1日において区内に住所のある者、または区内に住所はないが区内に事務所・事業所・家屋敷がある者について、前年の所得に対して賦課を行う地方税（以下「特別区民税・都民税」という。）に関する以下の事務である。</p> <p>○課税資料の入手 確定申告書、給与支払報告書、公的年金支払報告書、特別区民税・都民税申告書等の課税資料を区役所窓口申告、郵送、電子申告等で入手する。</p> <p>○課税資料の入力 入手した課税資料を基に収入、所得情報、控除情報等を税務システムに登録する。</p> <p>○課税資料の名寄せ 課税資料に記載された個人番号を基に、住民基本台帳と照合、または住民基本台帳ネットワークに照会し本人特定を実施、複数資料の名寄せを行う。</p> <p>○課税資料の回送及び調査、他機関への提供 本区に課税する根拠がないと判断された場合は課税すべき自治体へ課税資料の回送を行う。 本区にて住民登録外課税を行う場合は地方税法294条第3項の規定により住民登録自治体へ通知する。 また、本区外に住所を有する被扶養者等についても所得情報等の照会及び回答を行う。</p> <p>○税額の通知 課税資料の入力を行った内容に基づく税額等の情報を納税義務者へ通知する。</p> <p>○減免の審査・処理 生活保護受給や災害による減免申請の受付、審査、審査結果反映、反映後の税額等情報の通知を行う。</p> <p>○特別区民税・都民税情報の提供・移転 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）並びに番号法第9条第2項及び第19条第10号に基づき制定した東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に基づき、特別区民税・都民税等情報の提供・移転を行う。</p> <p>○各種証明書（課税・非課税・納税）等の発行 本人もしくは代理人（要委任状）の申請に基づき証明書の発行を行う。</p> <p>2. 軽自動車税賦課関連事務 地方税法に基づき4月1日現在、軽自動車等の所有者に課税を行う。</p> <p>○登録、名義変更 ・台東区ナンバー 住民等から軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書の提出を受け、税務システムに入力し、標識（ナンバープレート）、標識交付証明書を交付する。他自治体からの転入、譲受の場合は旧自治体に課税物件異動通知書を送付する。 ・足立ナンバー 住民等から全国軽自動車協会連合会を通じて、軽自動車税申告書（報告書）の提出を受け、税務システムに入力する。</p> <p>○廃車 ・台東区ナンバー 住民等から軽自動車税廃車申告書兼標識返納書、標識（ナンバープレート）の提出を受け、税務システムに入力し、廃車申告受付書を交付する。</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	特別区民税・都民税課税支援システム	
②システムの機能	<p>① eLTAXデータ対応機能 国税連携データ(e-Taxデータ、KSKデータ)の取込処理に対応している。 また、KSKデータのOCR処理や給与支払報告データ、年金支払報告データ等の取込処理に対応している。</p> <p>② 疑似イメージ自動生成機能 課税資料データ取込時、システムが疑似イメージを一括生成する。</p> <p>③ 各種システム内バッチ処理機能 課税資料の名寄せ処理、データの検算処理、課税資料の合算処理、扶養親族の特定処理等の機能が備わっている。</p>	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム)

システム2～5

システム2

①システムの名称	団体内統合宛名システム	
②システムの機能	<p>①団体内統合宛名番号採番機能:業務システムからの要求に応じて団体内統合宛名番号を採番し、業務システム及び中間サーバーに返却する。</p> <p>②番号管理情報更新機能:住民情報、住登外情報が更新された際に、団体内統合宛名番号、個人番号、宛名番号(各業務システム)にひも付く情報を更新する。</p> <p>③中間サーバー連携機能:中間サーバー、または中間サーバー接続端末からの要求に応じて、団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報を返却する。</p> <p>④団体内統合宛名番号の変更機能(名寄せ機能):個人番号が同一で複数の団体内統合宛名番号が付番されていた場合の団体内統合宛名番号の変更を行う。</p> <p>⑤住民情報参照、住登外情報登録・参照機能:住民情報、住登外情報の参照及び住登外情報の登録を行う。</p>	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー))	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム)

システム3	
①システムの名称	庁内連携システム
②システムの機能	<p>【情報連携機能】</p> <p>①庁内連携機能: 住民情報、住登外情報、特定個人情報について業務システムとの連携を行う。</p> <p>②中間サーバー連携機能(副本登録): 各システムで抽出した特定個人情報を、中間サーバーに連携する。</p> <p>【情報照会機能】</p> <p>①情報照会機能: 業務システムから「他団体への情報照会依頼」を受信する。また、中間サーバーから受信した「他団体からの情報提供内容」を、業務システムに連携する。</p> <p>②中間サーバー連携機能(情報照会): 業務システムから受信した「他団体への情報照会依頼」を、中間サーバーに連携する。また、中間サーバーから「他団体からの情報提供内容」を取得する。</p> <p>【特定個人情報登録機能】</p> <p>①特定個人情報登録機能: 特定個人情報を画面入力あるいはバッチ処理により基盤DBへ登録する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー、国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢、学務、保健、住宅、高齢、障害、滞納管理、児童保育、児童手当、児童扶養手当、生活保護、児童相談支援、災害時避難行動要支援者の各システム)</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。必要に応じて保管されたアクセス記録を検索、抽出、出力、不開示設定や過誤事由の更新を行い、保管期間の過ぎたアクセス記録を削除する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会内容、情報提供内容、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員を認証し、操作者を一意に特定する。職員に付与された権限に基づき、システム機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 中間サーバー・ソフトウェアで提供するバッチの状況管理、業務統計情報の集計、中間サーバー・ソフトウェアの稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム5			
①システムの名称	eLTAX審査システム		
②システムの機能	<p>地方税における電子申告、電子申請・届出に係るデータの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード等を行うシステム。</p> <p>○データダウンロード機能 特別徴収義務者や公的年金等支払者等がeLTAXを使用して提出した給与支払報告書や公的年金等支払報告書等のデータをダウンロードする。</p> <p>○特別徴収税額通知データの送信機能 eLTAXを使用して給与支払報告書を提出した特別徴収義務者に対して、特別徴収に係る税額通知データを送信する。</p> <p>○申告データ審査・照会機能 特別徴収義務者や公的年金等支払者等がeLTAXを使用して提出した給与支払報告データや公的年金等支払報告データ等の審査、照会を行う。</p> <p>○申請・届出データ審査・照会機能 eLTAXを使用して提出された申請・届出データ等の審査、照会を行う。</p>		
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 (</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム)		

システム6～10

システム6

①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)								
②システムの機能	<p>所得税確定申告書等に係るデータ(国税連携データ)の管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送等を行うシステム。</p> <p>○確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ)のダウンロード機能 インターネットを使用して電子送信した確定申告データ(e-TAXデータ)や書面で提出した確定申告書のデータ(KSKデータ)をダウンロードする。</p> <p>○確定申告書イメージデータのダウンロード機能 書面で提出された確定申告書のイメージデータ(TIFFファイル)をダウンロードする。</p> <p>○確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 確定申告データを検索、印刷等する。</p> <p>○団体間回送機能 課税資料のイメージデータを他の地方公共団体へ送信する。また、扶養是正情報データを国税庁連絡サーバへ送信する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()									

システム7

①システムの名称	税務システム								
②システムの機能	<p>地方税法に基づく特別区民税・都民税及び軽自動車税の賦課徴収等を管理するシステムで下記機能を有する。</p> <p>・特別区民税・都民税賦課機能: 当初賦課の課税準備処理から当初賦課、納付書や納税通知書の帳票発行、異動更正、証明書発行を行う。</p> <p>・軽自動車税賦課機能: 車両の登録、納税義務者に対する賦課、登録情報の管理、各種証明書の発行を行う。</p> <p>・収納機能: 上記で賦課した税額に基づく地方税の収納管理、納付書の発行、証明書発行、還付・充当を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (特別区民税・都民税課税支援システム、滞納管理システム)</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (特別区民税・都民税課税支援システム、滞納管理システム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (特別区民税・都民税課税支援システム、滞納管理システム)									

システム8	
①システムの名称	滞納管理システム
②システムの機能	<p>○滞納者管理機能 個人情報、世帯構成情報及び関連者情報の参照、納付履歴の参照、交渉経過の参照及び記録、納付書作成等を行う。</p> <p>○催告・訪問管理機能 経過実績管理、スケジュール管理、未折衝者一覧、各種催告書作成 電話催告対象データ作成を行う。</p> <p>○分割納付機能 分割納付情報、履行管理、分納用納付書作成、不履行者通知作成等を行う。</p> <p>○納税猶予管理機能 換価猶予、徴収猶予、担保管理、延滞金減免申請書作成等を行う。</p> <p>○実態調査機能 照会文書作成、回答文書作成、実態調査情報(財産)管理等を行う。</p> <p>○滞納処分管理機能 差押・参加差押処理、交付要求、換価・充当処理・繰上徴収等を行う。</p> <p>○滞納処分執行停止処理機能 執行停止予定者管理、総括表作成、庁内連携システムへのデータ提供等を行う。</p> <p>○不納欠損処分処理機能 時効管理、総括表作成、庁内連携システムへのデータ提供等を行う。</p> <p>○統計資料作成機能 各種統計資料の作成を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム9	
①システムの名称	軽自動車検査情報市区町村提供システム
②システムの機能	<p>軽自動車税の経年車重課及びグリーン化特例(軽課)等の税率判定に必要となる、初度検査年月、燃費性能や燃料の種類等の軽自動車検査情報を、市区町村が入手するためのシステム。 地方公共団体情報システム機構は、一般社団法人全国軽自動車協会連合会から軽自動車検査情報を取得後、重課及び軽課の判定情報を付加し、市区町村に提供を行う。市区町村はJ-LISポータルサイトにアクセスして検査情報を取得する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名					
(1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル (2)軽自動車税賦課情報ファイル (3)収納情報ファイル (4)滞納整理情報ファイル					
4. 個人番号の利用 ※					
法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表第1 項番16) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条				
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※					
①実施の有無	[実施する] <table border="0" style="float: right;"> <tr><td><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 実施する</td></tr> <tr><td>2) 実施しない</td></tr> <tr><td>3) 未定</td></tr> </table>	<選択肢>	1) 実施する	2) 実施しない	3) 未定
<選択肢>					
1) 実施する					
2) 実施しない					
3) 未定					
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2項番 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第16条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第27条,第28条,第31条,第31条の2,第31条の3,第32条,第33条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の2,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条,第59条の2の2,第59条の2の3,第59条の3,第59条の4</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2項番27</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条</p>				
6. 評価実施機関における担当部署					
①部署	区民部 税務課、区民部 収納課				
②所属長の役職名	税務課長、収納課長				
7. 他の評価実施機関					

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者
その必要性	特別区民税・都民税において適正かつ公平な課税を行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報:対象者を正確に特定するため。 ・4情報、その他住民票関係情報:対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報及び通知書等の送付先を把握するため。 ・連絡先:本人への連絡などに使用するため。 ・国税関係情報:対象の確定申告書に係る情報に基づき、特別区民税・都民税額の算出、減免等を行うため。 ・地方税関係情報:公平かつ適正な課税を行うため。また対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するため。 ・障害者福祉関係情報:障害者関係情報に基づき、特別区民税・都民税の非課税判定を行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報:特別区民税・都民税の非課税判定及び減免判定を行うため。 ・年金関係情報:年金からの特別徴収税額を決定するため。 ・その他の情報:住民税の非課税判定や所得控除の判定等に使用するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	区民部 税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民サービス課・保護課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (情報共有ネットワークシステムを利用する機関、国税庁、日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (情報共有ネットワークシステムを利用する機関、他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、年金支払者) <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (地方税ポータルシステム、住民基本台帳ネットワークシステム)	
③使用目的 ※	各種申告書の受付、本人確認、個人住民税の適正かつ公平な課税を行うため。	
④使用の主体	使用部署	税務課、収納課、戸籍住民サービス課、各区民事務所(分室)
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	① 各種申告書等の受付に関する事務 ・特別区民税・都民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の国税関係情報、地方税関係情報から住民等の所得情報、控除額情報を把握する。 ・住民票関係情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報を把握する。 ・障害者関係情報、生活保護関係情報から非課税者を把握する。 ② 各種申告情報等に基づく特別区民税・都民税の賦課、通知に関する事務 ・上記で収集した各種情報に基づき、住民等に対する特別区民税・都民税賦課額を決定する。 ・決定した特別区民税・都民税賦課額情報を元に税額決定通知書を送付する。	
情報の突合	・住民票関係情報と国税関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報を突合して、非課税者を確認する。【上記①】 ・住民票関係情報と国税関係情報、地方税関係情報を突合して、所得額、控除額を確認する。【上記①】 ・本人から申告された扶養控除情報等と他市町村又は情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報を突合して、控除額等を確認する【上記①、②】 ・住民票関係情報と地方税関係情報を突合して、税額通知に係るデータを作成する。【上記②】	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1		
システム保守委託		
①委託内容	システムの保守作業	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
株式会社日立システムズ		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	やむを得ず再委託する必要があるときは、委託先はあらかじめ以下の内容を記載した書面を本区に提出することにより、再委託を許諾する。 ・再委託の理由 ・再委託先の選定理由 ・再委託先に対する業務の管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制 ・その他、委託者が指定する事項
	⑥再委託事項	委託内容の一部とし、協議により定める。
委託事項2～5		
委託事項2		
当初課税資料データファイルの作成委託		
①委託内容	課税資料をパンチし、データファイルを作成する。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
株式会社イマージュ		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
eLTAX審査システムサービス提供委託		
①委託内容	eLTAX審査システムサービスの管理及び運営	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
株式会社TKC		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項4		課税資料作成補助及び課税資料データ入力に係る人材派遣委託	
①委託内容		課税資料作成補助及び課税資料データ入力	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		キャリアリンク株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (27) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (13) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない		
提供先1	番号法第19条第8号別表2に定める情報照会者		
①法令上の根拠	(別紙1)番号法第19条第8号別表第2に定める事務に記載		
②提供先における用途	(別紙1)番号法第19条第8号別表第2に定める事務に記載		
③提供する情報	住民税関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を本区が有する者と被扶養者		
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑦時期・頻度	照会を受けた都度		

提供先2～5	
提供先2	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号 地方税法第317条
②提供先における用途	所得税に関する事務
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を本区が有する者と被扶養者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国税連携システム→LGWAN→地方税ポータルセンター→専用回線)
⑦時期・頻度	対象があった場合に随時に提供
提供先3	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号 地方税法第294条第3項 同法附則第7条第5及び第12項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他の自治体に課税権のある者、地方税法第294条第3項の規定により課税した者、申告特例を選択した寄附者等
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国税連携システム→LGWAN→地方税ポータルセンター→LGWAN)
⑦時期・頻度	対象があった場合に随時

提供先4	特別徴収義務者(給与支払者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4第2項
②提供先における用途	給与所得等に係る個人住民税について、給与の支払いをする際に特別徴収し、市区町村に納入するため。
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者のうち給与からの特別徴収となる者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (審査システム→LGWAN→地方税ポータルセンター→インターネット回線)
⑦時期・頻度	当初課税(毎年5月)1回、当初課税後随時
提供先5	特別徴収義務者(公的年金等支払者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5、同法第321条の7の7
②提供先における用途	公的年金等所得に係る個人住民税について、年金支給をする際に特別徴収し、市区町村に納入するため。
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者のうち公的年金等からの特別徴収となる者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	特別徴収税額通知 年1回(7月) 特別徴収停止通知・特別徴収税額等変更通知 月1回

提供先6～10	
提供先6	東京都台東区教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第11号、 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第4条(以下、「台東区番号条例」という。)
②提供先における用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	主務省令又は規則で定める者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	番号法において個人番号の利用可能な事務を行う実施機関内の主管課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一 台東区番号条例第3条
②移転先における用途	番号法第9条第1項別表第一で定める事務(別紙2のとおり)
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	主務省令又は規則で定める者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

移転先2～5	
移転先2	台東区番号条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年10月東京都条例第111号。以下、「東京都番号条例」という。)において、個人番号の利用可能な事務を行う実施機関内の主管課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 台東区番号条例第3条 東京都番号条例第4条
②移転先における用途	台東区番号条例及び東京都番号条例で定める事務(別紙3のとおり)
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[1万人以上10万人未満]</div> <div style="width: 45%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	台東区番号条例施行規則及び東京都番号条例施行規則で定める者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

【台東区における措置】

- ・データセンターに設置するサーバに保管している。
- ※データセンターでは事前に申請のうえ入館を許可しており、入館時は本人確認を行っている。サーバ室への入退室では、ID/パスワードと生体による認証が行われている。また、監視カメラ等セキュリティ装置による不正侵入対策や不正入退室対策や不正持込・持出防止対策を行っている。
- ・課税資料等の紙媒体については、施錠可能な書庫により保管する。

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

- ・中間サーバー・プラットフォームは、セキュリティ対策が十分に施されたデータセンターに設置されている。
- また、データセンターやサーバ室への入退室は厳重に管理されている。
- ・特定個人情報ファイルは、サーバ室内に設置された中間サーバーのデータベースに保存されており、バックアップデータも同じくデータベース上に保存されている。

7. 備考

—

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 軽自動車税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本区内に主たる定置場を有する軽自動車等の納税義務者(所有者)
その必要性	軽自動車税の適正な賦課徴収を行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報:対象者を正確に特定するため。 ・4情報、その他住民票関係情報、連絡先:納税者に対する通知書等の送付先情報として使用するため。 ・地方税関係情報:公平かつ適正な課税を行うため。また対象者に対し納税通知書、各種証明書を発行するため。 ・障害者福祉、生活保護・社会福祉関係情報:軽自動車税の減免を行うため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	区民部 税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民サービス課・保護課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県等) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、軽自動車検査情報市区町村提供システム)	
③使用目的 ※	各種申告書の受付、本人確認、個人住民税の適正かつ公平な課税を行う。	
④使用の主体	使用部署	税務課、収納課、戸籍住民サービス課、各区民事務所(分室)
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: center;"><選択肢> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	① 申告書の受付に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税申告(報告)書から車両情報や所有者等の情報を登録する。 ・住民票関係情報から、申告者の個人番号、住所を把握する。 ・障害者関係情報、生活保護関係情報から減免者を把握する。 ② 各種申告情報等に基づく軽自動車税の賦課、通知に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・上記で収集した各種情報に基づき、賦課額を決定する。 ・決定した軽自動車税賦課情報を元に納税決定通知書を送付する。 	
情報の突合	・住民票関係情報と障害者関係情報、生活保護関係情報を突合して、減免者を確認する。【上記①】 ・住民票関係情報と地方税関係情報を突合して、納税通知書に係るデータを作成する。【上記②】	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システム保守委託	
①委託内容	システムの保守作業	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	やむを得ず再委託する必要があるときは、委託先はあらかじめ以下の内容を記載した書面を本区に提出することにより、再委託を許諾する。 <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の理由 ・再委託先の選定理由 ・再委託先に対する業務の管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制 ・その他、委託者が指定する事項
	⑥再委託事項	委託内容の一部とし、協議により定める
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)収納情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者、納税管理人、納税承継者
その必要性	住民税、軽自動車税の適正な収納管理業務及び過誤納還付金の振り込みを行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (口座関連情報、標識番号など)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報:対象者を正確に特定するため。 ・4情報、その他住民票関係情報、連絡先:納税者に対する通知書等の送付先情報として使用するため。 ・地方税関係情報:公平かつ適正な課税を行うため。また対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するため。 ・その他:口座振替情報及び標識番号を管理するため。また、公金受取口座として登録されている口座に、還付金の振り込みを行うため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	区民部 税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (収納課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
③使用目的 ※	住民税、軽自動車税の適正な収納管理と、過誤納還付金の振り込み	
④使用の主体	使用部署	税務課、収納課、戸籍住民サービス課、各区民事務所(分室)
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: center;"><選択肢> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<input type="checkbox"/> 収納管理事務 ・収納状況を管理する。 ・納期限を過ぎても完納しない納税者に対して督促状を発送する。 ・申請に基づき、口座振替の登録処理を行う。 <input type="checkbox"/> 還付充当処理 ・過誤納金が生じたものについて、還付及び充当の処理を行い、通知書を作成し発送する。また、公金受取口座として登録されている口座に、還付金の振り込みを行う。 <input type="checkbox"/> 納税証明書 ・交付申請があったものについて、収納状況を確認の上、交付する。	
情報の突合	・本人特定のため、内部番号を使用し、特別区民税・都民税賦課情報ファイル及び軽自動車税賦課情報ファイルの氏名、住所等と突合する。 ・本人または代理人の申請内容と本区で登録されている氏名、住所、生年月日で検索し突合する。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システム保守委託	
①委託内容	システムの保守作業	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	やむを得ず再委託する必要があるときは、委託先はあらかじめ以下の内容を記載した書面を本区に提出することにより、再委託を許諾する。 <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の理由 ・再委託先の選定理由 ・再委託先に対する業務の管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制 ・その他、委託者が指定する事項
	⑥再委託事項	委託内容の一部とし、協議により定める
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(4)滞納整理情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者、納税管理人、納税承継者
その必要性	特別区民税・都民税及び軽自動車税の適正な滞納整理実現のため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報:対象者を正確に特定するため。 ・4情報、その他住民票関係情報:納税者に対する通知書等の送付先情報として使用するため。 ・連絡先:対象者への連絡をするため。 ・地方税関係情報:公平かつ適正な課税を行うため。また対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	区民部 収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民サービス課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	住民税、軽自動車税の適正な収納管理	
④使用の主体	使用部署	収納課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: center;"><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の管理 対象者個人の特定に必要な情報管理を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報の管理 世帯単位での滞納把握に必要な情報管理を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> 課税収納情報の管理 調定額、収納額および滞納額と延滞金等の管理に必要な情報管理を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> 交渉経過情報の管理 対象者との交渉内容情報管理を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> 処分情報の管理 財産、行政処分情報の管理を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> 分納情報の管理 分納誓約情報の管理を行う。	
	情報の突合	賦課・収納情報と突合して滞納有無の確認を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1		
システム保守委託		
①委託内容	システムの保守作業	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	北日本コンピューターサービス株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
滞納管理システム入力等業務委託		
①委託内容	滞納者の実態調査及び財産調査等の回答に係る事務補助	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ケー・デー・シー	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
電話催告業務委託		
①委託内容	滞納者等に対する電話による自主的納付の勧奨に関する業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ケー・デー・シー	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項4		滞納整理指導員派遣委託
①委託内容		職員への助言、指導事務、滞納整理事務補助等
②委託先における取扱者数		[10人未満] <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		公益財団法人 東京税務協会
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <small><選択肢></small> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <p style="margin-left: 100px;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>【台東区における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データセンターに設置するサーバに保管している。 ※データセンターでは事前に申請のうえ入館を許可しており、入館時は本人確認を行っている。サーバ室への入退室では、ID/パスワードと生体による認証が行われている。また、監視カメラ等セキュリティ装置による不正侵入対策や不正入退室対策や不正持込・持出防止対策を行っている。 ・課税資料等の紙媒体については、施錠可能な書庫により保管する。
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民税基本台帳ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.対象年度、4.履歴番号、5.サブ履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9.更新コンピュータ名、10.更新ユーザID、11.有効フラグ、12.決裁状態、13.旧自治体コード、14.地域台帳番号、15.世帯台帳番号、16.個人台帳番号、17.世帯番号、18.混合世帯番号、19.氏名カナ、20.編集済氏名カナ、21.氏名漢字、22.編集済氏名漢字、23.宛名郵便番号、24.宛名住所コード、25.宛名住所、26.宛名地番、27.宛名地番数値1、28.宛名地番数値2、29.宛名地番数値3、30.宛名方書カナ、31.宛名方書漢字、32.世帯主氏名カナ、33.世帯主氏名漢字、34.性別区分、35.生年月日、36.元号フラグ、37.続柄コード、38.続柄名称漢字、39.電話番号、40.宛名行政区区コード、41.住民区分、42.宛名消滅区分、43.宛名増減事由コード、44.増減異動日、45.記載順位、46.旧氏名カナ、47.旧氏名漢字、48.外国人本名、49.検索用氏名カナ、50.検索用旧氏名カナ、51.遡り異動対象区分フラグ、52.遡り対象判定年月日、53.宛名番号、54.編集電話番号、55.申込年月日、56.振替区分、57.開始年月日、58.廃止年月日、59.口座停止日、60.停止解除日、61.銀行コード、62.支店コード、63.口座番号、64.通帳番号末番、65.預金種別区分、66.名義人カナ、67.名義人漢字、68.送付開始年月日、69.送付終了年月日、70.送付先氏名カナ、71.送付先氏名漢字、72.送付先郵便番号、73.送付先住所コード、74.送付先住所、75.送付先住所地番、76.送付先方書カナ、77.送付先方書漢字、78.履歴判定、79.徴収区分、80.決議年月日、81.住民税異動区分コード、82.異動年月日、83.住民税整理番号、84.賦課資料区分コード、85.書式区分、86.無職無収入コード、87.均等割区分、88.均等割パターン番号、89.入力区分、90.営業所得額、91.農業所得額、92.その他事業所得額、93.不動産所得額、94.利子所得額、95.配当所得フラグ、96.配当所得額、97.株式配当所得額、98.公募外貨配当所得額、99.公募他配当所得額、100.その他配当所得額、101.所得税配当所得額、102.所得税株式配当所得額、103.所得税公募外貨配当所得額、104.所得税公募他配当所得額、105.所得税その他配当所得額、106.給与所得額、107.主たる給与支払額、108.従たる給与支払額、109.給与支払額内数専従者給与額、110.特定支出控除額、111.雑所得額、112.公的年金支払額、113.年金雑所得額、114.その他雑所得額、115.総合譲渡短期所得額、116.総合譲渡短期差引額、117.総合譲渡長期所得額、118.総合譲渡長期差引額、119.総合譲渡分特別控除額、120.総合譲渡特別設定フラグ、121.総合譲渡逆算フラグ、122.一時所得額、123.一時差引額、124.総合一時所得額、125.短期一般所得額、126.短期一般差引額、127.短期一般特別控除額、128.短期軽減所得額、129.短期軽減差引額、130.短期軽減特別控除額、131.長期一般所得額、132.長期一般差引額、133.長期一般特別控除額、134.長期特定所得額、135.長期特定差引額、136.長期特定特別控除額、137.長期軽減所得額、138.長期軽減差引額、139.長期軽減特別控除額、140.長期特別所得額、141.長期特別差引額、142.長期特別特別控除額、143.土地等雑所得額、144.超短期所得額、145.株式譲渡所得額、146.株式譲渡一般分所得額、147.株式譲渡新規公開分所得額、148.株式譲渡特別控除額、149.商品先物取引所得額、150.山林所得額、151.山林特別控除額、152.退職所得額、153.退職所得控除額、154.退職支払額、155.市町村源泉退職所得割額、156.都道府県源泉退職所得割額、157.勤続年数、158.就職年月日、159.退職年月日、160.総合退職所得額、161.総合退職所得控除額、162.特例適用条文1、163.特例適用条文2、164.特例適用条文3、165.変動所得額、166.前年変動所得額、167.前々年変動所得額、168.臨時所得額、169.平均課税対象金額、170.免税所得額、171.肉用牛売却価格、172.肉用牛免税対象所得額、173.肉用牛免税対象外所得額、174.非課税所得額、175.申告0円所得区分01、176.申告0円所得区分02、177.申告0円所得区分03、178.申告0円所得区分04、179.申告0円所得区分05、180.申告0円所得区分06、181.申告0円所得区分07、182.申告0円所得区分08、183.申告0円所得区分09、184.申告0円所得区分10、185.最高所得区分、186.総所得金額、187.合計所得金額、188.総所得金額等、189.所得税総所得金額、190.所得税合計所得金額、191.所得税総所得金額等、192.総所得損通所得額、193.総合短期損通所得額、194.総合長期損通所得額、195.短期一般損通所得額、196.短期軽減損通所得額、197.長期一般損通所得額、198.長期特定損通所得額、199.長期軽減損通所得額、200.長期特別損通所得額、201.土地等雑損通所得額、202.超短期損通所得額、203.山林損通所得額、204.株式譲渡損通所得額、205.商品先物取引損通所得額、206.退職損通所得額、207.所得税総所得損通所得額、208.所得税総合短期損通所得額、209.所得税総合長期損通所得額、210.所得税短期一般損通所得額、211.所得税短期軽減損通所得額、212.所得税長期一般損通所得額、213.所得税長期特定損通所得額、214.所得税長期軽減損通所得額、215.所得税長期特別損通所得額、216.所得税土地等雑損通所得額、217.所得税超短期損通所得額、218.所得税株式譲渡損通所得額、219.所得税商品先物取引損通所得額、220.所得税山林損通所得額、221.所得税退職損通所得額、222.雑損控除額、223.医療費控除額、224.社会保険料控除額、225.小規模共済控除額、226.生命保険料控除額、227.所得税生命保険料控除額、228.生命保険料支払額、229.個人年金保険料支払額、230.損害保険料控除額、231.所得税損害保険料控除額、232.損害保険料支払額、233.長期損害保険料支払額、234.寄付控除フラグ、235.寄付控除額、236.所得税寄付金控除額、237.合計控除額、238.所得税合計控除額、239.控対記該当コード、240.配偶者区分、241.配特有無区分フラグ、242.配偶者特別控除額、243.所得税配偶者特別控除額、244.配偶者合計所得金額、245.扶養一般該当人数、246.扶養年少該当人数、247.扶養特定該当人数、248.扶養老人該当人数、249.扶養同居老人該当人数、250.扶養特障該当人数、251.扶養同居特障該当人数、252.扶養普障該当人数、253.未成年該当コード、254.老年人該当コード、255.寡婦該当コード、256.障害者該当コード、257.勤労学生該当コード、258.住民税申告区分、259.本専区分、260.配専区分、261.青色専従該当人数、262.白色専従該当人数、263.専従者控除額、264.繰越損失額、265.純損失額、266.譲渡繰越損失額、267.雑損失額、268.特定株式損失額、269.当年純損失額、270.当年譲渡繰越損失額、271.当年雑損失額、272.当年特定株式損失額、273.前純損失額、274.前譲渡繰越損失額、275.前雑損失額、276.前特定株式損失額、277.前々純損失額、278.前々譲渡繰越損失額、279.前々雑損失額、280.前々特定株式損失額、281.所得税総所得課税額、282.所得税短期一般課税額、283.所得税短期軽減課税額、284.所得税長期一般課税額、285.所得税長期特定課税額、286.所得税長期軽減課税額、287.所得税長期特別課税額、288.所得税土地等雑課税額、289.所得税超短期課税額、290.所得税株式課税額、291.所得税商品先物取引課税額、292.所得税山林課税額、293.所得税退職課税額、294.総所得所得税額、295.短期一般所得税額、296.短期軽減所得税額、297.長期一般所得税額、298.長期特定所得税額、299.長期軽減所得税額、300.長期特別所得税額、301.土地等雑所得税額、302.超短期所得税額、303.株式所得税額、304.商品先物取引所得税額、305.山林所得税額、306.退職所得税額、307.所得税配当控除額、308.住宅借入金特別控除額、309.その他特別控除額、310.定率控除前所得税額、311.所得税災害減免額、312.所得税外国税額控除額、313.所得税特別減税額、314.所得税定率控除額、315.定率控除後所得税額、316.所得税額、317.所得税額チェックフラグ、318.総所得課税額、319.短期一般課税額、320.短期軽減課税額、321.長期一般課税額、322.長期特定課税額、323.長期軽減課税額、324.長期特別課税額、325.土地等雑課税額、326.超短期課税額、327.株式課税額、328.商品先物取引課税額、329.山林課

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 軽自動車税賦課ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.税目コード、39.課税対象年度、40.通知書番号、41.履歴番号、42.サブ履歴番号、43.初期登録業務日時、44.更新業務日時、45.更新システム日時、46.更新コンピュータ名、47.更新ユーザID、48.有効フラグ、49.決裁状態、50.旧自治体コード、51.義務者個人番号、52.車両登録キー、53.標識番号漢字、54.標識番号車種、55.標識番号分類、56.標識番号カナ、57.標識番号番号、58.車台番号、59.課税コード、60.年税額、61.減免税額、62.賦課税額、63.納期1、64.課税年度1、65.納期限1、66.差引税額1、67.納期2、68.課税年度2、69.納期限2、70.差引税額2、71.納期3、72.課税年度3、73.納期限3、74.差引税額3、75.更正年月日、76.更正事由コード、77.車両履歴番号、78.連番、79.サブ連番、80.処理番号、81.更正番号、82.決議番号、83.初度検査年月、84.燃料の種類コード、85.経過年数、86.税率判定区分、87.税率特例、88.車両サブ履歴番号、89.減免対象年度、90.減免種別コード、91.減免申請理由、92.減免対象者個人番号、93.減免対象者世帯番号、94.減免対象者入力住所、95.減免対象者方書、96.減免対象者氏名カナ、97.減免対象者氏名漢字、98.減免対象者生年月日、99.減免対象者電話番号、100.障害名程度、101.手帳番号、102.手帳証明書名称、103.手帳交付日、104.運転者個人番号、105.運転者世帯番号、106.運転者続柄、107.運転者入力住所、108.運転者方書、109.運転者氏名カナ、110.運転者氏名漢字、111.運転者生年月日、112.運転者電話番号、113.免許証番号、114.免許証有効期限、115.免許証種類、116.免許証条件等、117.有効履歴フラグ、118.異動年月日、119.異動事由コード、120.旧課税コード、121.管内未納フラグ、122.所有権留保コード、123.所有者個人番号、124.車名、125.型式、126.年式、127.原動機型式、128.総排気量、129.総排気量単位、130.取得事由コード、131.取得年月日、132.廃車事由コード、133.廃車年月日、134.譲受者個人番号、135.整理番号、136.型式認定番号、137.定置場郵便番号、138.定置場住所コード、139.定置場住所、140.定置場地番、141.定置場方書、142.使用者情報、143.使用者個人番号、144.使用者氏名カナ、145.使用者氏名漢字、146.使用者入力住所、147.使用者方書、148.使用者生年月日、149.使用者電話番号、150.届出者個人番号、151.届出者氏名カナ、152.届出者氏名漢字、153.届出者入力住所、154.届出者方書、155.届出者生年月日、156.届出者電話番号、157.届出年月日、158.標識返納コード、159.未返納コード、160.未返納その他、161.未返納詳細、162.標識返納年月日、163.他自標識番号車種、164.他自標識番号分類、165.他自標識番号分類漢字、166.他自標識番号カナ、167.他自標識番号カナ漢字、168.他自標識番号番号、169.他自標識番号表示、170.所有形態コード、171.所有形態その他、172.納税義務者区分、173.盗難届届出年月日、174.盗難届被害年月日、175.盗難届警察、176.盗難届交番、177.盗難届受理番号、178.総排気量数値、179.取得その他、180.廃車その他、181.修正その他、182.軽自動車用用途、183.自家用事業用別、184.H27燃費基準達成車情報コード、185.H32燃費基準達成車情報コード、186.重課判定情報、187.軽課判定情報、188.予備1、189.予備2、190.予備項目1

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(3) 収納情報ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.収納キー1、39.収納キー2、40.履歴番号、41.初期登録業務日時、42.更新業務日時、43.更新システム日時、44.更新コンピュータ名、45.更新ユーザID、46.有効フラグ、47.決裁状態、48.旧自治体コード、49.賦課年度、50.税目コード、51.対象年度、52.通知書番号、53.期別コード、54.事業年度開始年月日、55.事業年度終了年月日、56.申告区分コード、57.連番、58.期割区分、59.調定年度、60.会計年度、61.前納報奨金、62.車両登録キー、63.車検区分コード、64.減免コード、65.期別調定額、66.期別収納額、67.延滞金調定額、68.延滞金収納額、69.督促料調定額、70.督促料収納額、71.納期限、72.繰上前納期限、73.納期変更フラグ、74.収納年月日、75.領収年月日、76.繰越時調定額、77.繰越時収納額、78.繰越調定額、79.繰越年月日、80.不納欠損額、81.表示用税目コード、82.表示用期月、83.随期フラグ、84.更正回数、85.収納回数、86.還付回数、87.充当回数、88.口振不能回数、89.納通返戻設定カウンタ、90.納通返戻設定年月日、91.督促返戻設定カウンタ、92.督促返戻設定年月日、93.納通発送年月日、94.督促発行年月日、95.更正年月日、96.国税更正年月日、97.更正届出年月日、98.更正請求年月日、99.更正通知年月日、100.過誤納金発生事由コード、101.法定納期限等、102.法定納期限、103.業務固有キー、104.漢字業務固有キー、105.申告年月日、106.調定年月日、107.延長月数、108.重加算対象税額、109.納税計画対象額、110.納税計画状態コード、111.納税計画カウンタ、112.執行停止カウンタ、113.不納欠損カウンタ、114.差押カウンタ、115.参加差押カウンタ、116.交付要求カウンタ、117.繰上徴収カウンタ、118.その他処分カウンタ、119.徴収猶予カウンタ、120.換価猶予カウンタ、121.滞納整理組合カウンタ、122.納税承継カウンタ、123.督促停止カウンタ、124.催告停止カウンタ、125.納通公示カウンタ、126.督促公示カウンタ、127.電話催告停止カウンタ、128.時効中断年月日

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(4) 滞納整理情報ファイル

○個人情報ファイル

宛名番号、世帯番号、漢字氏名、カナ氏名、通称名、カナ通称名、郵便番号、現住所、現住所方書、電話番号1、電話番号2、戸籍本籍地、戸籍筆頭者名、生年月日、続柄、性別、個人種別、代表者名、地区コード、担当者コード、自治体コード、送付先区分、送付先郵便番号、送付先住所、送付先住所方書、故人フラグ、携帯フラグ、催告フラグ、介護保険資格フラグ、課税者フラグ、滞納金額、同一人コード、共有フラグ、担当者変更不可フラグ、個人番号(マイナンバー)、居住状況、住民登録有無、転居転出日、前住所、勤務先名、勤務先住所、勤務先電話番号、備考、徴収不可、滞納原因、補助区分1、補助区分2、補助区分3、ランク、ランク日付

○家族情報ファイル

世帯番号、宛名番号、続柄、漢字氏名、生年月日、備考、擬制世帯、滞納者フラグ、故人フラグ、関連者コード

○課税収納情報ファイル

期別明細KEY、年度、賦課年度、税目、期別、宛名番号、通知書番号、調定日、申告区分、税額、督促手数料、延滞金、確定延滞金フラグ、納期限、納期変更フラグ、公示フラグ、処分1、処分日、督促日、督促公示フラグ、督促公示日、法定納期限等、繰上日、起算日、申告日、事業開始、事業終了、延長期限、納税管理人、車輛、収納額、収納督促手数料、収納延滞金、最終収納日、完納フラグ、未納本税、未納督促、未納延滞金、未納金額、年度区分、管轄コード、加算金区分、収納回数、還付フラグ、収納日、日計日、収納区分、仮消区分、納付事由、収納取込日、フラグ、処分区分、誓約回数、分割区分、優先順位

○交渉経過ファイル

宛名番号、記録日付、記録時間、行動記録分類、行動記録内容、行動記録備考、行動記録区分、結果記録分類、結果記録日付、結果記録時間、結果記録内容、結果記録備考、結果記録区分、担当者、部署

○処分情報ファイル

処分宛名番号、財産債権種類、枝番、調査内容、宛名番号、債務者、照会枝番、状態区分、差押区分、起案日、処分日、処分担当者、差押時間、履行期限、完納日、解除起案日、解除日、解除担当者、解除理由、解除備考、債務者名、債務者住所、送付先氏名、送付先住所、処分金額、終了日、終了担当者、配当金額、滞納処分費、差押氏名、差押住所、法令

○分納情報ファイル

処分宛名番号、枝番、申請日、誓約日、誓約期間自、誓約期間至、誓約月数、支払方法、分納担当者、分納理由、延滞金計算区分、延滞金率区分、端数区分、分納月区分、分納支払日、分納金額、納付優先区分、延滞金納付区分、分納承認日、取消日、取消理由、取消担当者、納付誓約額、賞与支払額、延滞金計算日、延長申請日、担保有無、許可不許可区分、許可不許可日、延長区分、延長期間自、延長期間至、延長月数、延長備考

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク： 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>・対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住民基本台帳システムにて入力した情報を、庁内連携システム経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。また、区民、企業、国税庁、日本年金機構等から予め定められた方法に基づき入手する課税対象者情報は、1件ごとに基本4情報等を確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査する。</p> <p>・地方税ポータルセンター（eLTAX）では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けしないようにシステムで制御している。申告データ等を送信する際は電子証明書に電子署名を行うことにより、なりすましの確認を行うことができる。</p> <p>・また、申告データ等に設定された提出先情報により、提出先の自治体の審査サーバーへ送信されるようシステムで制御されており、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>・国税連携システムにおいても本区を送信先と設定した対象者以外の情報を入手することができないようにシステムで制御されている。</p> <p>・必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 本区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住民基本台帳システムにて入力した情報を、庁内連携システム経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。</p> <p>区民、企業、国税庁、日本年金機構等から入手する課税対象者情報は、予め定められたインタフェース仕様、帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手することはない。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

○リスク一覧

①不適切な方法で入手が行われるリスク
 ②入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク
 ③入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク

○リスクに対する措置一覧

①不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置
 各届出受領の際に必ず個人番号カード等の身分証明書による本人確認が実施されており、不適切な方法での入手は行わない。申告等を行う者は、法令等で規定されている様式において、必要事項を記載することによって申告等を行うことを認識した上で手続きを行うこととなる。

②入手した特定個人情報 that 不正確であるリスクに対する措置

- ・入手の際の本人確認について
 番号法第7条、第17条により、申告受付の際は、窓口で個人番号カードまたは通知カード(ただし、記載事項が住民票の記載事項と一致しているものに限る。)と他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。給与支払者、公的年金等支払者、国税庁から入手する特定個人情報については、入手元が番号法第16条等の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本区が当該入手元から入手する際は番号法第16条等は適用されない。電子処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合には署名用電子証明書及び電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより、本人確認を行う。
- ・個人番号の真正性確認について
 原則として番号法第16条に基づく本人確認を行う。給与支払者、公的年金等支払者、国税庁から入手する特定個人情報については、入手元が番号法第16条等の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本区が当該入手元から入手する際は番号法第16条等は適用されない。電子処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合、個人番号の入手元が番号法第16条の規定に基づき真正性確認を行った上で情報を入手していることが前提となっているため、本区は既に真正性が確認された情報を入手している。
- ・特定個人情報の正確性確保について
 特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、複数の者による確認を行う。また、入力、削除及び訂正した内容を確認した者に申告書等の様式の行政側使用欄にサインさせる。職員が収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。地方税法に基づいて本区に提出する申告書、法定調書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。国税連携システムで入手する所得税申告書等については、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応をし、修正された情報が国税庁から送信される。

③入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスクに対する措置

窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、職員が直接申告書等を收受する。また窓口仕切り板を設置し、他者の目に触れないようにしている。

郵送の場合は、担当部署の所在地及び部署名が印字された専用封筒を使用するよう促している。また、各種提出書類の提出先を広く周知している。

地方税ポータルセンターと審査システム及び国税連携システムについては、閉域網であるLGWANを利用している。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。</p> <p>税務システムでは、対象者の初期画面に特定個人情報が表示されない仕組みとなっている。事務遂行にあたっては、対象者の初期画面にて、評価対象の事務を遂行する上で必要な者であることを確認したうえで、特定個人情報を表示させている。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	--

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>・システムを使用する際には、二要素認証を用いて使用する職員を特定している。また、その認証により使用者がシステム上、使用できる機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を行っている。</p>

その他の措置の内容	-
-----------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	--

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>○リスク一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者が事務外で使用するリスク ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク <p>○リスクに対する措置一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者が事務外で使用するリスクに対する措置 <ol style="list-style-type: none"> 1.業務目的以外にファイルを利用してはならないことを研修により指導する。 2.情報参照履歴を管理し、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外の利用を防止する。 3.特定個人情報などのシステム上管理している情報はサーバー一括管理とし、各クライアント端末には情報を保管しない仕組みにする。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 <ol style="list-style-type: none"> 1.ファイルの不必要な複製、送付及び送信を行ってはならないことを研修により指導する。 2.作業上、止むを得ず特定個人情報を持ち出さなければならない事態が生じたときは、情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ運用管理者の承認を得るものとする。 	
--	--

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>① 契約の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。</p> <p>② 特定個人情報保護管理に関する社内規定を委託者に提出しなければならない。当該規定を変更する場合も同様とする。</p> <p>③ 従業者に対して特定個人情報保護に関する監督・教育を実施し、その実施状況に係る書類を提出しなければならない。</p> <p>④ 電算処理施設、処理日程及び特定個人情報の取扱者を通知しなければならない。</p> <p>⑤ 第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容、事業執行の場所を委託者に申し出た上で、その選定等の手続きに関する書類を提出し、委託者の承諾を得なければならない。また、再受託者に対してもこの契約を遵守させなければならない。</p> <p>⑥ 特定個人情報を委託者の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。</p> <p>⑦ 特定個人情報の全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製してはならない。委託者の許可を受け複写したときは、電算処理業務の終了後直ちに複写した当該特定個人情報を消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。</p> <p>⑧ 特定個人情報の授受に従事する者をあらかじめ定め、その引渡しは、委託者が指定した日時、場所において行わなければならない。また、受託者は、引渡しの際に預かり証を委託者に提出しなければならない。</p> <p>⑨ 特定個人情報の保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。</p> <p>⑩ 特定個人情報へのアクセス制限等、データ保護に関する措置を講じなければならない。</p> <p>⑪ 契約による業務を終了したとき又は委託者が請求したときは、その保有する特定個人情報を直ちに委託者に返還しなければならない。</p> <p>⑫ 特定個人情報を搬送する必要がある場合は、記録された電磁的記録、帳票等を専用ケースに収納し、事故防止措置を講じたうえ搬送しなければならない。</p> <p>⑬ 特定個人情報をこの契約によって定める場所以外の場所に持ち出してはならない。</p> <p>⑭ 特定個人情報の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、受託者に対して契約内容の遵守状況等の必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。</p> <p>⑮ 特定個人情報の取扱いに関する事項の遵守状況を記載した書類を提出しなければならない。</p> <p>⑯ 事故が生じたときには、直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。</p> <p>⑰ 業務処理中に不良又は不用品が発生したときは、受託者は、その発生数量、発生原因を委託者に報告し、その処分について委託者と協議するものとする。</p> <p>⑱ ①～⑰に違反し委託者に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>・委託先は、再委託先名、再委託内容及び再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等を記載した書面を当区に提出し、当区の承認を受けなければならない。</p> <p>・情報の保管及び管理等に関する特記事項については、委託先と同様に、再委託先においても遵守するものとし、委託先は、再委託先がこれを遵守することに一切の責任を負う。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法及び条例の規定により、認められる範囲の特定個人情報の提供・移転を行う。 ・審査システム及び国税連携システムを利用した特定個人情報の提供は、地方税共同機構が指定する方法で行っており、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って処理している。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>○リスク一覧</p> <p>①不適切な方法で提供・移転してしまうリスク</p> <p>②誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク</p> <p>○リスクに対する措置一覧</p> <p>①不適切な方法で提供・移転してしまうリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の移転については、庁内連携システムを通して行うことで、不適切な移転を防止する。 ・審査システム及び国税連携システムを使用した情報提供は、担当者ID及び暗証番号を設定した一部の職員のみ実施することができる。また、提供方法は各システムの機能で決められている。なお、地方税ポータルセンターへの送信には閉域網であるLGWANが用いられている。また番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って処理している。 <p>②誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携については、事務単位で使用する連携インターフェイスを取り決めることで、誤った相手への情報提供又は移転を防止する。また、画面の参照については、個人単位で参照権限を付与することで誤った相手への情報提供又は移転を防止する。 ・審査システム及び国税連携システムを使用して情報提供を行う場合、データ内容や提供先の確認を複数名で複層的に行っている。 		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>< 台東区における措置 > ①庁内連携システムを介した情報照会による特定個人情報の入手は、各業務システム-庁内連携システム間の自動連携に限定しているため、職員が目的外の入手を行うことはない。 ②各業務システム-庁内連携システム間の自動連携では接続システムの認証やシステム毎に異なる通信規則の定義を行い、接続を承認されているシステムのみが接続可能となっている。 < 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>< 台東区における措置 > ①特定個人情報の提供は、原則、各業務システム間の自動連携に限定しているため、職員が不正な提供を行うことを防止している。 ②各業務システム間の自動連携では接続システムの認証やシステム毎に異なる通信規則の定義を行い、接続を承認されているシステムのみが接続可能となっている。 < 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

○リスク一覧

- ①安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク
- ②入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク
- ③入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク
- ④不適切な方法で提供されるリスク
- ⑤誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

○リスクに対する措置一覧

- ①安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

中間サーバーは特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の入手のみを実施できるように設計されているため、安全性が担保されている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は高度なセキュリティ対策を維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

- ②入手した特定個人情報 that 不正確であるリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

中間サーバーは特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

- ③入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

中間サーバーは情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。

情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。

中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みとなっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は高度なセキュリティ対策を維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。

中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

中間サーバー・プラットフォームの事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

- ④不適切な方法で提供されるリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で情報提供を行う仕組みになっている。

中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)暗号化・複合機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は高度なセキュリティ対策を維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。

中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

- ⑤誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。

情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。

情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。
再発防止策の内容	特定個人情報を取り扱う業務委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合には、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。
その他の措置の内容	<p><台東区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各端末機から、外部媒体に個人情報を移動できない仕組みになっている。また、同端末機のローカルに個人情報を保存できない仕組みになっている。 ・新耐震基準に基づいたデータセンター内にサーバ室を設置している。 ・データセンターは、事前に申請のうえ入館を許可する形式となっており、入館時も本人確認を行っている。サーバ室への入退室では、ID/パスワードと生体による認証が行われている。また、監視カメラ等セキュリティ装置による不正侵入対策や不正入退室対策や不正持込・持出防止対策を行っている。 ・災害等の急な停電によるデータの消失を防ぐために、非常発電装置を導入している。 ・特定個人情報が記載された申告書等の紙媒体や外部記録媒体については、施錠管理を行っている書庫やキャビネットに保管している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>○リスク一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク <p>○リスクに対する措置一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上で保管している情報は期間経過後、一括して削除を行う。 ・紙媒体で保管している申告書等は保管期間の経過後、外部業者による溶解処理を実施している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><台東区における措置> 事務やシステムの運用について、評価書の項目から自己点検チェック表を作成し、定期的に職員による自己点検を実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。</p>
10. その他のリスク対策	
-	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(2) 軽自動車税賦課情報ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク： 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>・対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住民基本台帳システムにて入力した情報を、庁内連携システム経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・また、区民等から入手する課税対象者情報は、1件ごとに基本4情報等を確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査している。対象者以外の情報が含まれている場合には、本来の提出先へ回送を行っている。</p> <p>・必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住民基本台帳システムにて入力した情報を、庁内連携システム経由で予め定められたインターフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ・区民等から入手する課税対象者情報は、予め定められた帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手することはない。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	---

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

○リスク一覧

- ① 不適切な方法で入手が行われるリスク
- ② 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク
- ③ 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

○リスクに対する措置一覧

- ① 不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置
 各届出受領の際に必ず個人番号カード等の身分証明書による本人確認が実施されており、不適切な方法での入手は行わない。申告等を行う者は、法令等で規定されている様式において、必要事項を記載することによって申告等を行うことを認識した上で手続きを行うこととなる。
- ② 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクに対する措置
 - ・入手の際の本人確認について
 個人番号カードの提示、若しくは運転免許証等の官公署が発行した写真付きの身分証明書の提示、又は健康保険被保険者証など、その者が本人であることを確認するに至る書類の提示を受けて本人確認を行う。
 代理人については、代理人の個人番号カード又は身分証明書、代理権確認書類の提示による確認を行う。
 - ・個人番号の真正性確認について
 上記、入手の際の本人確認とともに個人番号の真正性確認を行っている。
 - ・特定個人情報の正確性確保について
 特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、複数の者による確認を行う。また、入力、削除及び訂正した内容を確認した者に申告書等の様式の行政側使用欄にサインさせる。職員が収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。
- ③ 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置
 - ・窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、職員が直接申告書等を收受する。また窓口仕切り板を設置し、他者の目に触れないようにしている。
 - ・郵送の場合は事前に提出先を広く周知し、誤送付などによる漏えい等を防止している。
 - ・入手から使用、保管までの保管方法などルール化している。

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名システム等における措置の内容 個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 税務システムでは、対象者の初期画面に特定個人情報が表示されない仕組みとなっている。事務遂行にあたっては、対象者の初期画面にて、評価対象の事務を遂行する上で必要な者であることを確認したうえで、特定個人情報を表示させている。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている </div> <div>2) 十分である</div> </div>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[行っている]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <選択肢> 1) 行っている </div> <div>2) 行っていない</div> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを使用する際には、二要素認証を用いて使用する職員を特定している。また、その認証により使用者がシステム上、使用できる機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を行っている。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の発効・失効の管理 ・アクセス権限の管理 ・特定個人情報の使用の記録
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている </div> <div>2) 十分である</div> </div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>○リスク一覧</p> <p>①従業者が事務外で使用するリスク</p> <p>②特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <p>○リスクに対する措置一覧</p> <p>①従業者が事務外で使用するリスクに対する措置</p> <p>各種研修等を通して、業務外利用の禁止について指導するとともに、システムの操作ログの記録から業務外利用の特定が可能な旨を職員に周知している。</p> <p>②特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップファイルの作成はバックアップサーバ内に取得し、外部記憶媒体による持出は行っていない。 ・バックアップを実行する都度、ログを保存している。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末で実施することに限定している。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務システムの照会画面等には個人番号をデフォルト表示せず、照会ボタンを押下することにより表示させ、そのアクセスログを管理している。 ・税務システム端末が設置してある場所から離席する場合、ログアウトすることとなっているが、万一、ログアウトをせずに離席した場合でも、時間が経過すると強制ログアウトとなる。なお、離席する際にはログアウトするよう指導・教育をしている。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得については、事務処理に必要となる範囲にとどめ、終了後にシュレッダーを用いて裁断処理をする。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>① 契約の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。</p> <p>② 特定個人情報保護管理に関する社内規定を委託者に提出しなければならない。当該規定を変更する場合も同様とする。</p> <p>③ 従業者に対して特定個人情報保護に関する監督・教育を行わなければならない。</p> <p>④ 電算処理施設、処理日程及び特定個人情報の取扱者を通知しなければならない。</p> <p>⑤ 第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容、事業執行の場所を委託者に通知し、委託者の承諾を得なければならない。また、再委託者に対してもこの契約を遵守させなければならない。</p> <p>⑥ 特定個人情報を委託者の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。</p> <p>⑦ 特定個人情報の全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製してはならない。委託者の許可を受け複写したときは、電算処理業務の終了後直ちに複写した当該特定個人情報を消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。</p> <p>⑧ 特定個人情報の授受に従事する者をあらかじめ定め、その引渡しは、委託者が指定した日時、場所において行わなければならない。また、受託者は、引渡しの際に預かり証を委託者に提出しなければならない。</p> <p>⑨ 特定個人情報の保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。</p> <p>⑩ 特定個人情報へのアクセス制限等、データ保護に関する措置を講じなければならない。</p> <p>⑪ 契約による業務を終了したとき又は委託者が請求したときは、その保有する特定個人情報を直ちに委託者に返還しなければならない。</p> <p>⑫ 特定個人情報を搬送する必要がある場合は、記録された電磁的記録、帳票等を専用ケースに収納し、事故防止措置を講じたうえ搬送しなければならない。</p> <p>⑬ 特定個人情報をこの契約によって定める場所以外の場所に持ち出してはならない。</p> <p>⑭ 特定個人情報の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、受託者に対して契約内容の遵守状況等の必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。</p> <p>⑮ 事故が生じたときには、直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。</p> <p>⑯ 業務処理中に不良又は不用品が発生したときは、受託者は、その発生数量、発生原因を委託者に報告し、その処分について委託者と協議するものとする。</p> <p>⑰ ⑯に違反し委託者に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>・委託先は、再委託先名、再委託内容及び再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等を記載した書面を当区に提出し、当区の承認を受けなければならない。</p> <p>・情報の保管及び管理等に関する特記事項については、委託先と同様に、再委託先においても遵守するものとし、委託先は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>< 台東区における措置 ></p> <p>① 庁内連携システムを介した情報照会による特定個人情報の入手は、各業務システム-庁内連携システム間の自動連携に限定しているため、職員が目的外の入手を行うことはない。</p> <p>② 各業務システム-庁内連携システム間の自動連携では接続システムの認証やシステム毎に異なる通信規則の定義を行い、接続を承認されているシステムのみが接続可能となっている。</p> <p>< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ></p> <p>① 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>② 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

○リスク一覧

- ①安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク
- ②入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク
- ③入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

○リスクに対する措置一覧

- ①安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

中間サーバーは特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の入手のみを実施できるように設計されているため、安全性が担保されている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は高度なセキュリティ対策を維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

- ②入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

中間サーバーは特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

- ③入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

中間サーバーは情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。

情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。

中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みとなっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は高度なセキュリティ対策を維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。

中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

中間サーバー・プラットフォームの事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。
再発防止策の内容	特定個人情報を取り扱う業務委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合には、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。
その他の措置の内容	<p><台東区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各端末機から、外部媒体に個人情報を移動できない仕組みになっている。また、同端末機のローカルに個人情報を保存できない仕組みになっている。 ・新耐震基準に基づいたデータセンター内にサーバ室を設置している。 ・データセンターは、事前に申請のうえ入館を許可する形式となっており、入館時も本人確認を行っている。サーバ室への入退室では、ID/パスワードと生体による認証が行われている。また、監視カメラ等セキュリティ装置による不正侵入対策や不正入退室対策や不正持込・持出防止対策を行っている。 ・災害等の急な停電によるデータの消失を防ぐために、非常発電装置を導入している。 ・特定個人情報が記載された申告書等の紙媒体や外部記録媒体については、施錠管理を行っている書庫やキャビネットに保管している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>○リスク一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク <p>○リスクに対する措置一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上で保管している情報は期間経過後、一括して削除を行う。 ・紙媒体で保管している申告書等は保管期間の経過後、外部業者による溶解処理を実施している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている [] ^{<選択肢>} 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<台東区における措置> 事務やシステムの運用について、評価書の項目から自己点検チェック表を作成し、定期的に職員による自己点検を実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。
10. その他のリスク対策	
—	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)収納情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住民基本台帳システムにて入力した情報を、庁内連携システム経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・また、区民等から入手する課税対象者情報は、1件ごとに基本4情報等を確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査している。対象者以外の情報が含まれている場合には、本来の提出先へ回送を行っている。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住民基本台帳システムにて入力した情報を、庁内連携システム経由で予め定められたインターフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ・区民等から入手する課税対象者情報は、予め定められた帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手することはない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>○リスク一覧</p> <p>①不適切な方法で入手が行われるリスク</p> <p>②入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク</p> <p>③入手の際に特定個人情報ที่ไม่漏えい・紛失するリスク</p> <p>○リスクに対する措置一覧</p> <p>①不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置</p> <p>各届出受領の際に必ず個人番号カード等の身分証明書による本人確認が実施されており、不適切な方法での入手は行わない。申告等を行う者は、法令等で規定されている様式において、必要事項を記載することによって申告等を行うことを認識した上で手続きを行うこととなる。</p> <p>②入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手の際の本人確認について 個人番号カードの提示、若しくは運転免許証等の官公署が発行した写真付きの身分証明書の提示、又は健康保険被保険者証など、その者が本人であることを確認するに至る書類の提示を受けて本人確認を行う。 代理人については、代理人の個人番号カード又は身分証明書、代理権確認書類の提示による確認を行う。 ・個人番号の真正性確認について 上記、入手の際の本人確認とともに個人番号の真正性確認を行っている。 ・特定個人情報の正確性確保について 特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、複数の者による確認を行う。また、入力、削除及び訂正した内容を確認した者に申告書等の様式の行政側使用欄にサインさせる。職員が収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 <p>③入手の際に特定個人情報ที่ไม่漏えい・紛失するリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、職員が直接申告書等を収受する。また窓口仕切り板を設置し、他者の目に触れないようにしている。 ・郵送の場合は事前に提出先を広く周知し、誤送付などによる漏えい等を防止している。 ・入手から使用、保管までの保管方法などルール化している。 	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名システム等における措置の内容 個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 税務システムでは、対象者の初期画面に特定個人情報が表示されない仕組みとなっている。事務遂行にあたっては、対象者の初期画面にて、評価対象の事務を遂行する上で必要な者であることを確認したうえで、特定個人情報を表示させている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを使用する際には、二要素認証を用いて使用する職員を特定している。また、その認証により使用者がシステム上、使用できる機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を行っている。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の発効・失効の管理 ・アクセス権限の管理 ・特定個人情報の使用の記録
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>○リスク一覧</p> <p>①従業者が事務外で使用するリスク</p> <p>②特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <p>○リスクに対する措置一覧</p> <p>①従業者が事務外で使用するリスクに対する措置 各種研修等を通して、業務外利用の禁止について指導するとともに、システムの操作ログの記録から業務外利用の特定が可能な旨を職員に周知している。</p> <p>②特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップファイルの作成はバックアップサーバ内に取得し、外部記憶媒体による持出は行っていない。 ・バックアップを実行する都度、ログを保存している。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末で実施することに限定している。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務システムの照会画面等には個人番号をデフォルト表示せず、照会ボタンを押下することにより表示させ、そのアクセスログを管理している。 ・税務システム端末が設置してある場所から離席する場合、ログアウトすることとなっているが、万一、ログアウトをせずに離席した場合でも、時間が経過すると強制ログアウトとなる。なお、離席する際にはログアウトするよう指導・教育をしている。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得については、事務処理に必要となる範囲にとどめ、終了後にシュレッダーを用いて裁断処理をする。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
-----------------------------	-----------	-------------------	-----------

規定の内容	<p>① 契約の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。</p> <p>② 特定個人情報保護管理に関する社内規定を委託者に提出しなければならない。当該規定を変更する場合も同様とする。</p> <p>③ 従業者に対して特定個人情報保護に関する監督・教育を行わなければならない。</p> <p>④ 電算処理施設、処理日程及び特定個人情報の取扱者を通知しなければならない。</p> <p>⑤ 第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容、事業執行の場所を委託者に通知し、委託者の承諾を得なければならない。また、再受託者に対してもこの契約を遵守させなければならない。</p> <p>⑥ 特定個人情報を委託者の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。</p> <p>⑦ 特定個人情報の全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製してはならない。委託者の許可を受け複写したときは、電算処理業務の終了後直ちに複写した当該特定個人情報を消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。</p> <p>⑧ 特定個人情報の授受に従事する者をあらかじめ定め、その引渡しは、委託者が指定した日時、場所において行わなければならない。また、受託者は、引渡しの際に預かり証を委託者に提出しなければならない。</p> <p>⑨ 特定個人情報の保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。</p> <p>⑩ 特定個人情報へのアクセス制限等、データ保護に関する措置を講じなければならない。</p> <p>⑪ 契約による業務を終了したとき又は委託者が請求したときは、その保有する特定個人情報を直ちに委託者に返還しなければならない。</p> <p>⑫ 特定個人情報を搬送する必要がある場合は、記録された電磁的記録、帳票等を専用ケースに収納し、事故防止措置を講じたうえ搬送しなければならない。</p> <p>⑬ 特定個人情報をこの契約によって定める場所以外の場所に持ち出してはならない。</p> <p>⑭ 特定個人情報の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、受託者に対して契約内容の遵守状況等の必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。</p> <p>⑮ 事故が生じたときには、直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。</p> <p>⑯ 業務処理中に不良又は不用品が発生したときは、受託者は、その発生数量、発生原因を委託者に報告し、その処分について委託者と協議するものとする。</p> <p>⑰ ⑯に違反し委託者に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。</p>
-------	---

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
-----------------------------	--------------	--	--

具体的な方法	<p>・委託先は、再委託先名、再委託内容及び再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等を記載した書面を当区に提出し、当区の承認を受けなければならない。</p> <p>・情報の保管及び管理等に関する特記事項については、委託先と同様に、再委託先においても遵守するものとし、委託先は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。</p>
--------	---

その他の措置の内容	-
-----------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
-------------	-----------	--	--

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
-

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）			[<input type="checkbox"/>] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク				
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 定めている	<input type="checkbox"/> 2) 定めていない	
<table border="1" data-bbox="220 309 469 403"><tr><td>ルール内容及び ルール遵守の確認方法</td></tr></table>	ルール内容及び ルール遵守の確認方法			
ルール内容及び ルール遵守の確認方法				
その他の措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>< 台東区における措置 ></p> <p>①庁内連携システムを介した情報照会による特定個人情報の入手は、各業務システム-庁内連携システム間の自動連携に限定しているため、職員が目的外の入手を行うことはない。</p> <p>②各業務システム-庁内連携システム間の自動連携では接続システムの認証やシステム毎に異なる通信規則の定義を行い、接続を承認されているシステムのみが接続可能となっている。</p> <p>< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

○リスク一覧

- ①安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク
- ②入手した特定個人情報が不正確であるリスク
- ③入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

○リスクに対する措置一覧

- ①安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

中間サーバーは特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の入手のみを実施できるように設計されているため、安全性が担保されている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は高度なセキュリティ対策を維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

- ②入手した特定個人情報不正確であるリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

中間サーバーは特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

- ③入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

中間サーバーは情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。

情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。

中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みとなっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は高度なセキュリティ対策を維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。

中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

中間サーバー・プラットフォームの事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件的課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	
再発防止策の内容	特定個人情報を取り扱う業務委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合には、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	
その他の措置の内容	<p><本区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各端末機から、外部媒体に個人情報を移動できない仕組みになっている。また、同端末機のローカルに個人情報を保存できない仕組みになっている。 ・新耐震基準に基づいたデータセンター内にサーバ室を設置している。 ・データセンターは、事前に申請のうえ入館を許可する形式となっており、入館時も本人確認を行っている。サーバ室への入退室では、ID/パスワードと生体による認証が行われている。また、監視カメラ等セキュリティ装置による不正侵入対策や不正入退室対策や不正持込・持出防止対策を行っている。 ・災害等の急な停電によるデータの消失を防ぐために、非常発電装置を導入している。 ・特定個人情報が記載された申告書等の紙媒体や外部記録媒体については、施錠管理を行っている書庫やキャビネットに保管している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>○リスク一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク <p>○リスクに対する措置一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上で保管している情報は期間経過後、一括して削除を行う。 ・紙媒体で保管している申告書等は保管期間の経過後、外部業者による溶解処理を実施している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>		

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている [] ^{<選択肢>} 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<台東区における措置> 事務やシステムの運用について、評価書の項目から自己点検チェック表を作成し、定期的に職員による自己点検を実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。
10. その他のリスク対策	
—	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(4)滞納整理情報ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク： 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住民基本台帳システムにて入力した情報を、庁内連携システム経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住民基本台帳システムにて入力した情報を、庁内連携システム経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ・区民等から入手する課税対象者情報は、予め定められた帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手することはない。
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>○リスク一覧</p> <p>①不適切な方法で入手が行われるリスク</p> <p>②入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク</p> <p>③入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p> <p>○リスクに対する措置一覧</p> <p>①不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置</p> <p>各届出受領の際に必ず個人番号カード等の身分証明書による本人確認が実施されており、不適切な方法での入手は行わない。申告等を行う者は、法令等で規定されている様式において、必要事項を記載することによって申告等を行うことを認識した上で手続きを行うこととなる。</p> <p>②入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手の際の本人確認について 個人番号カードの提示、若しくは運転免許証等の官公署が発行した写真付きの身分証明書の提示、又は健康保険被保険者証など、その者が本人であることを確認するに至る書類の提示を受けて本人確認を行う。 代理人については、代理人の個人番号カード又は身分証明書、代理権確認書類の提示による確認を行う。 ・個人番号の真正性確認について 上記、入手の際の本人確認とともに個人番号の真正性確認を行っている。 ・特定個人情報の正確性確保について 特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、複数の者による確認を行う。また、入力、削除及び訂正した内容を確認した者に申告書等の様式の行政側使用欄にサインさせる。職員が収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 <p>③入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、職員が直接申告書等を收受する。また窓口仕切り板を設置し、他者の目に触れないようにしている。 ・郵送の場合は事前に提出先を広く周知し、誤送付などによる漏えい等を防止している。 ・入手から使用、保管までの保管方法などルール化している。 	
--	--

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名システム等における措置の内容 個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 税務システムでは、対象者の初期画面に特定個人情報が表示されない仕組みとなっている。事務遂行にあたっては、対象者の初期画面にて、評価対象の事務を遂行する上で必要な者であることを確認したうえで、特定個人情報を表示させている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを使用する際には、二要素認証を用いて使用する職員を特定している。また、その認証により使用者がシステム上、使用できる機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を行っている。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の発効・失効の管理 ・アクセス権限の管理 ・特定個人情報の使用の記録
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>○リスク一覧</p> <p>①従業者が事務外で使用するリスク</p> <p>②特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <p>○リスクに対する措置一覧</p> <p>①従業者が事務外で使用するリスクに対する措置 各種研修等を通して、業務外利用の禁止について指導するとともに、システムの操作ログの記録から業務外利用の特定が可能な旨を職員に周知している。</p> <p>②特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップファイルの作成はバックアップサーバ内に取得し、外部記憶媒体による持出は行っていない。 ・バックアップを実行する都度、ログを保存している。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末で実施することに限定している。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務システムの照会画面等には個人番号をデフォルト表示せず、照会ボタンを押下することにより表示させ、そのアクセスログを管理している。 ・税務システム端末が設置してある場所から離席する場合、ログアウトすることとなっているが、万一、ログアウトをせずに離席した場合でも、時間が経過すると強制ログアウトとなる。なお、離席する際にはログアウトするよう指導・教育をしている。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得については、事務処理に必要な範囲にとどめ、終了後にシュレッダーを用いて裁断処理をする。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
-----------------------------	-----------	-------------------	-----------

規定の内容	<p>① 契約の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。</p> <p>② 特定個人情報保護管理に関する社内規定を委託者に提出しなければならない。当該規定を変更する場合も同様とする。</p> <p>③ 従業者に対して特定個人情報保護に関する監督・教育を行わなければならない。</p> <p>④ 電算処理施設、処理日程及び特定個人情報の取扱者を通知しなければならない。</p> <p>⑤ 第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容、事業執行の場所を委託者に通知し、委託者の承諾を得なければならない。また、再委託者に対してもこの契約を遵守させなければならない。</p> <p>⑥ 特定個人情報を委託者の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。</p> <p>⑦ 特定個人情報の全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製してはならない。委託者の許可を受け複写したときは、電算処理業務の終了後直ちに複写した当該特定個人情報を消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。</p> <p>⑧ 特定個人情報の授受に従事する者をあらかじめ定め、その引渡しは、委託者が指定した日時、場所において行わなければならない。また、受託者は、引渡しの際に預かり証を委託者に提出しなければならない。</p> <p>⑨ 特定個人情報の保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。</p> <p>⑩ 特定個人情報へのアクセス制限等、データ保護に関する措置を講じなければならない。</p> <p>⑪ 契約による業務を終了したとき又は委託者が請求したときは、その保有する特定個人情報を直ちに委託者に返還しなければならない。</p> <p>⑫ 特定個人情報を搬送する必要がある場合は、記録された電磁的記録、帳票等を専用ケースに収納し、事故防止措置を講じたうえ搬送しなければならない。</p> <p>⑬ 特定個人情報をこの契約によって定める場所以外の場所に持ち出してはならない。</p> <p>⑭ 特定個人情報の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、受託者に対して契約内容の遵守状況等の必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。</p> <p>⑮ 事故が生じたときには、直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。</p> <p>⑯ 業務処理中に不良又は不用品が発生したときは、受託者は、その発生数量、発生原因を委託者に報告し、その処分について委託者と協議するものとする。</p> <p>⑰ ⑯に違反し委託者に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。</p>
-------	---

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
-----------------------------	--------------	--	--

具体的な方法	<p>・委託先は、再委託先名、再委託内容及び再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等を記載した書面を当区に提出し、当区の承認を受けなければならない。</p> <p>・情報の保管及び管理等に関する特記事項については、委託先と同様に、再委託先においても遵守するものとし、委託先は、再委託先がこれを遵守することに關して一切の責任を負う。</p>
--------	---

その他の措置の内容	-
-----------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
-------------	-----------	--	--

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[<input type="checkbox"/>] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[_____]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	_____		
その他の措置の内容	_____		
リスクへの対策は十分か	[_____]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。		
再発防止策の内容	特定個人情報を取り扱う業務委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合には、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。		
その他の措置の内容	<台東区における措置> ・各端末機から、外部媒体に個人情報を移動できない仕組みになっている。また、同端末機のローカルに個人情報を保存できない仕組みになっている。 ・新耐震基準に基づいたデータセンター内にサーバ室を設置している。 ・データセンターは、事前に申請のうえ入館を許可する形式となっており、入館時も本人確認を行っている。サーバ室への入退室では、ID/パスワードと生体による認証が行われている。また、監視カメラ等セキュリティ装置による不正侵入対策や不正入退室対策や不正持込・持出防止対策を行っている。 ・災害等の急な停電によるデータの消失を防ぐために、非常発電装置を導入している。 ・特定個人情報が記載された申告書等の紙媒体や外部記録媒体については、施錠管理を行っている書庫やキャビネットに保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

○リスク一覧
 ・特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク

○リスクに対する措置一覧
 ・システム上で保管している情報は期間経過後、一括して削除を行う。
 ・紙媒体で保管している申告書等は保管期間の経過後、外部業者による溶解処理を実施している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

8. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業員に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<台東区における措置> 事務やシステムの運用について、評価書の項目から自己点検チェック表を作成し、定期的に職員による自己点検を実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。

10. その他のリスク対策

—

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	台東区 総務部総務課文書係 〒110-8615東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話03-5246-1055
②請求方法	台東区役所区政情報コーナーにおいて、本人又は代理人が請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	台東区 区民部税務課・収納課 〒110-8615東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話03-5246-1102
②対応方法	電話・手紙での受付を行う。情報漏えい等の重要な事項については受付票に記録し、関係部署に報告を行う。また、速やかに事実確認を行い対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年11月19日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

項目	変更前の記載	変更後の記載	提供時期	提出時期に係る説明
R4.3.31	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2 項第 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,26,27,28,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,5 8,59,63,64,65,66,67,70,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,116,119</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第16条,第19条,第20条,第21条,第22条,第23条,第24条,第25条,第26条,第27条,第28条,第29条,第30条,第31条,第32条,第33条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第41条,第42条,第43条,第44条,第45条,第46条,第47条,第48条,第49条,第50条,第51条,第52条,第53条,第54条,第55条,第56条,第57条,第58条,第59条の2,第59条の3</p>	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2 項第 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,22,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,4 8,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,1 20,121</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第16条,第19条,第20条,第21条,第22条,第23条,第24条,第25条,第26条,第27条,第28条,第29条,第30条,第31条,第32条,第33条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第41条,第42条,第43条,第44条,第45条,第46条,第47条,第48条,第49条,第50条,第51条,第52条,第53条,第54条,第55条,第56条,第57条,第58条,第59条の2,第59条の3,第59条の4</p>	事後	法令改正に伴う変更
R4.3.31	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2 項第27</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2 項第27</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条</p>	事後	
R4.3.31	<p>【情報連携機能】 ①庁内連携機能:住民情報、住登外情報、特定個人情報について業務システムとの連携を行う。 ②中間サーバー連携機能(副本登録):基盤DBから特定個人情報抽出し中間サーバーに連携する。</p>	<p>【情報連携機能】 ①庁内連携機能:住民情報、住登外情報、特定個人情報について業務システムとの連携を行う。 ②中間サーバー連携機能(副本登録):各システムで抽出した特定個人情報を、中間サーバーに連携する。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	<p>中間サーバー、国保システム、国民年金システム、介護保険システム、後期高齢システム、学務システム、保健システム、住宅システム、高齢システム、障害システム、滞納管理システム、児童保育システム、児童手当システム、児童扶養手当システム、生活保護システム</p>	<p>中間サーバー、国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢、学務、保健、住宅、高齢、障害、滞納管理、児童保育、児童手当、児童扶養手当、生活保護、児童相談支援、災害時避難行動要支援者の各システム</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	<p>[] 税務システム</p>	<p>[○] 税務システム</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	<p>[] 医療保険関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報</p>	<p>[] 医療保険関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	<p>・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報:対象者を正確に特定するため。 ・4情報、その他住民票関係情報:対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するため。 ・連絡先:本人への連絡などに使用するため。 ・国税関係情報:対象の確定申告書に係る情報に基づき、特別区民税・都民税の算出、減免等を行うため。 ・地方税関係情報:公平かつ適正な課税を行うため。また対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するため。 ・障害者福祉関係情報:障害者関係情報に基づき、特別区民税・都民税の非課税判定を行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報:特別区民税・都民税の非課税判定及び減免判定を行うため。 ・年金関係情報:年金からの特別徴収税額を決定するため。</p>	<p>・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報:対象者を正確に特定するため。 ・4情報、その他住民票関係情報:対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報及び通知書等の送付先を把握するため。 ・連絡先:本人への連絡などに使用するため。 ・国税関係情報:対象の確定申告書に係る情報に基づき、特別区民税・都民税の算出、減免等を行うため。 ・地方税関係情報:公平かつ適正な課税を行うため。また対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するため。 ・障害者福祉関係情報:障害者関係情報に基づき、特別区民税・都民税の非課税判定を行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報:特別区民税・都民税の非課税判定及び減免判定を行うため。 ・年金関係情報:年金からの特別徴収税額を決定するため。 ・その他の情報:住民税の非課税判定や所得控除の判定等に使用するため。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	<p>税務課・区民事務所・分室・地区センター</p>	<p>税務課、収納課、戸籍住民サービス課、各区民事務所(分室)</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	<p>[委託する] (5)件</p>	<p>[委託する] (4)件</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	<p>システム保守</p>	<p>委託内容の一部とし、協議により定める。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提供時期	提出時期に係る説明
R4.3.31	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②委託先における取扱者数 ③委託先名	②50人以上100人未満 ③システムズ・デザイン株式会社	②10人以上50人未満 ③株式会社イマージュ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①～④	特別徴収税額通知書印刷・印字・封入封緘委託 ①特別徴収税額通知書印刷・印字・封入封緘 ②10人以上50人未満 ③日本通信紙株式会社 ④再委託しない	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○]提供を行っている (57)件 [○]移転を行っている (10)件	[○]提供を行っている (27)件 [○]移転を行っている (13)件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	提供先1: 番号法第19条第7号別表2に定める情報照会者 ①:(別紙1)番号法第19条第7号別表2に定める事務に記載 ②:(別紙1)番号法第19条第7号別表2に定める事務に記載	提供先1: 番号法第19条第8号別表2に定める情報照会者 ①:(別紙1)番号法第19条第8号別表2に定める事務に記載 ②:(別紙1)番号法第19条第8号別表2に定める事務に記載	事後	法令改正に伴う変更
R4.3.31	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号 地方税法第317条	番号法第19条第10号 地方税法第317条	事後	法令改正に伴う変更
R4.3.31	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号 地方税法第294条第3項 同法附則第7条第5及び第12項	番号法第19条第10号 地方税法第294条第3項 同法附則第7条第5及び第12項	事後	法令改正に伴う変更
R4.3.31	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6	年金保険者	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第10号、 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	番号法第19条第11号、 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第4条(以下、「台東区番号条例」という。)	事後	法令改正に伴う変更
R4.3.31	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先	1 子育て・若者支援課 2 保健予防課 3 保護課 4 住宅課 5 国民健康保険課 6 障害福祉課 7 福祉課 8 介護保険課 9 保健サービス課 10 高齢福祉課	1 番号法において個人番号の利用可能な事務を行う実施機関内の主管課 2 台東区番号条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年10月東京都条例第111号。以下、「東京都番号条例」という。)において、個人番号の利用可能な事務を行う実施期間内の主管課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税賦課情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[] その他	[○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、軽自動車検査情報市区町村提供システム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税賦課情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・税申告書を基に所有者等の納税義務者に関する情報、その他車両情報の入力、管理を行う。 ・上記で収集、管理している情報に基づく賦課決定後、納税通知書を送付する。 ・減免申請書を基に障害者、生活保護関係情報などから減免を決定する。	① 申告書の受付に関する事務 ・軽自動車税申告(報告)書から車両情報や所有者等の情報を登録する。 ・住民票関係情報から、申告者の個人番号、住所を把握する。 ・障害者関係情報、生活保護関係情報から減免者を把握する。 ② 各種申告情報等に基づく軽自動車税の賦課、通知に関する事務 ・上記で収集した各種情報に基づき、賦課額を決定する。 ・決定した軽自動車税賦課情報を元に納税通知書を送付する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税賦課情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤情報の突合	・住民票関係情報から納税義務者の宛名情報と突合を行い、氏名、住所を確認する。 ・障害者、生活保護関係情報と申請情報を突合し減免可否を確認する。	・住民票関係情報と障害者関係情報、生活保護関係情報を突合して、減免者を確認する。【上記①】 ・住民票関係情報と地方税関係情報を突合して、納税通知書に係るデータを作成する。【上記②】	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提供時期	提出時期に係る説明
R4.3.31	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 軽自動車税賦課情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去	・各種申告書等の紙ファイルは事務室内の鍵付キャビネット、施設可能な書庫に保管する。 (保存期間経過後は消滅処理) ・パスワード及び生体認証により入室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要となる。	【台東区における措置】 データセンターに設置するサーバに保管している。 ※データセンターでは事前に申請のうえ入館を許可しており、入館時は本人確認を行っている。サーバ室への入室では、ID/パスワードと生体による認証が行われている。また、監視カメラ等セキュリティ装置による不正侵入対策や不正入室対策や不正持込・持出防止対策を行っている。 ・課税資料等の紙媒体については、施設可能な書庫により保管する。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバ・プラットフォームは、セキュリティ対策が十分に施されたデータセンターに設置されている。 また、データセンターやサーバ室への入室は厳重に管理されている。 ・特定個人情報ファイルは、サーバ室内に設置された中間サーバのデータベースに保存されており、バックアップデータも同じくデータベース上に保存されている。	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 収納情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	特別区民税・都民税課税情報により課税された者。 軽自動車税賦課情報により課税された者。	納税者、納税管理人、納税継承者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 収納情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	○個人番号及びその他識別情報 ・個人を正確に特定するため。 ○4情報及びその他住民票関係情報 ・督促状、送付通知等の送付先を確認するため。 ○連絡先(電話番号等) ・納税義務者への連絡などに使用するため。 ○地方税関係情報 ・特別区民税・都民税及び軽自動車税の収納状況を管理するため。 ○その他 ・口座振替情報及び振替番号を管理するため。	・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報:対象者を正確に特定するため。 ・4情報、その他住民票関係情報、連絡先:納税者に対する通知書等の送付先情報として使用するため。 ・地方税関係情報:公平かつ適正な課税を行うため。また対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するため。 ・その他:口座振替情報及び振替番号を管理するため。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 収納情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[] 行政機関・独立行政法人等 [] その他	[<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 [<input type="checkbox"/>] その他(地方公共団体情報システム機構)	事後	法令改正に伴う変更
R4.3.31	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 収納情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手方法	[] その他	[<input type="checkbox"/>] その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 収納情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去	・パスワード及び生体認証により入室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要となる。 ・課税資料等の紙媒体については、施設可能な書庫に保管する。	【台東区における措置】 ・データセンターに設置するサーバに保管している。 ※データセンターでは事前に申請のうえ入館を許可しており、入館時は本人確認を行っている。サーバ室への入室では、ID/パスワードと生体による認証が行われている。また、監視カメラ等セキュリティ装置による不正侵入対策や不正入室対策や不正持込・持出防止対策を行っている。 ・課税資料等の紙媒体については、施設可能な書庫により保管する。	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	II 特定個人情報ファイルの概要 (4) 滞納整理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	株式会社アイヴィジット	株式会社ケー・デー・シー	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	II 特定個人情報ファイルの概要 (4) 滞納整理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	株式会社アイヴィジット	株式会社ケー・デー・シー	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	II 特定個人情報ファイルの概要 (4) 滞納整理情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去	・パスワード及び生体認証により入室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要となる。 ・課税資料等の紙媒体については、施設可能な書庫に保管する。	【台東区における措置】 ・データセンターに設置するサーバに保管している。 ※データセンターでは事前に申請のうえ入館を許可しており、入館時は本人確認を行っている。サーバ室への入室では、ID/パスワードと生体による認証が行われている。また、監視カメラ等セキュリティ装置による不正侵入対策や不正入室対策や不正持込・持出防止対策を行っている。 ・課税資料等の紙媒体については、施設可能な書庫により保管する。	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 特別区民税・都民税課税情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目(別添1)	55.住民税整理番号～6103年繰越損失特定中小株式損失	55.申込年月日～899.XML情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 軽自動車税賦課情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目(別添1)	3.編集済氏名カナ～96.軽課判定情報	3.宛名番号～190.予備項目1	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提供時期	提出時期に係る説明
R4.3.31	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 収納情報ファイル 2. 基本情報 (4) 記録される項目 全ての記録項目(別添1)	3. 編集済氏名カナ～103.時効中断年月日	3. 宛名番号～128.時効中断年月日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	III リスク対策 (1) 特別区民税・都民税課課情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く.) リスクに対する措置の内容	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 (下記の内容を追加) ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	III リスク対策 (1) 特別区民税・都民税課課情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く.) 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	○リスクに対する措置一覧 ・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 各届出受領の際に必ず個人番号カード等の身分証明書による本人確認が実施されており、不適切な方法での入手は行わない。 ・入手した特定個人情報が入力・紛失するリスクに対する措置 番号法第7条(通知カード)、第17条(個人番号カード)により、申告受付の際は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ・入手の際に特定個人情報が入力・紛失するリスク 窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、職員が直接申告書等を受取る。 郵送の場合は、担当部署の所在地及びあて先を印字した専用封筒を使用するよう促す。	○リスク一覧 ① 不適切な方法で入手が行われるリスク ② 入手した特定個人情報が入力・紛失するリスク ③ 入手の際に特定個人情報が入力・紛失するリスク ○リスクに対する措置一覧 ① 不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 各届出受領の際に必ず個人番号カード等の身分証明書による本人確認が実施されており、不適切な方法での入手は行わない。申告等を行う者は、法令等で規定されている様式において、必要事項を記載することによって申告等を行うことを認識した上で手続きを行うこととなる。 ② 入手した特定個人情報が入力・紛失するリスクに対する措置 ・入手の際の本人確認について 番号法第7条、第17条により、申告受付の際は、窓口で個人番号カードまたは通知カード(ただし、記載事項が住民票の記載事項と一致しているものに限る。)と他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。給与支払者、公的年金等支払者、国税庁から入手する特定個人情報については、入手元が番号法第16条等の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本区が当該入手元から入手する際は番号法第16条等は適用されない。電子処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合には署名用電子証明書及び電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることにより、本人確認を行う。 ・個人番号の真正性確認について 原則として番号法第16条に基づき本人確認を行う。給与支払者、公的年金等支払者、国税庁から入手する特定個人情報については、入手元が番号法第16条等の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本区が当該入手元から入手する際は番号法第16条等は適用されない。電子処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合、個人番号の入手元が番号法第16条等の規定に基づき真正性確認を行った上で情報を入手していることが前提となっているため、本区は既に真正性が確認された情報を入手している。 ・特定個人情報の正確性確保について 特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、複数の者による確認を行う。また、入力、削除及び訂正した内容を確認した者に申告書等の様式の行政側使用欄にサインさせる。 職員が収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権を適宜修正することで正確性を確保している。 地方税法に基づいて本区に提出する申告書、法定調書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。 納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。 国税連携システムで入手する所得税申告書等については、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応をし、修正された情報が国税庁から送信される。 ③ 入手の際に特定個人情報が入力・紛失するリスクに対する措置 窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、職員が直接申告書等を受取る。また窓口仕切り板を設置し、他者の目に触れないようにしている。 郵送の場合は、担当部署の所在地及び部署名が印字された専用封筒を使用するよう促している。また、各種提出書類の提出先を広く周知している。 地方税ポータルセンターと審査システム及び国税連携システムについては、閉域網であるLGWANを利用している。	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	III リスク対策 (1) 特別区民税・都民税課課情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容	○宛名システム等における措置の内容 ・個人番号利用業務以外又は個人番号を必要としない業務主管課がシステムを参照する場合、個人番号を非表示とする。 ○事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 ・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みを構築する。(個人番号を物理的に表示しない)また、税務システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施する。 ・税務システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施する。 ・税務システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないよう適切なアクセス制御を実施する。	個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 税務システムでは、対象者の初期画面に特定個人情報が表示されない仕組みとなっている。事務遂行にあたっては、対象者の初期画面にて、評価対象の事務を遂行する上で必要な者であることを確認したうえで、特定個人情報を表示させている。	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提供時期	提出時期に係る説明
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法	・職員一人一人が静脈認証を実施し、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。 ・システムが利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施する。	・システムを使用する際には、二要素認証を用いて使用する職員を特定している。また、その認証により使用者がシステム上、使用できる機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を行っている。	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 1.ファイルの不必要な複製、送付及び送信を行ってはならないことを研修により指導する。 2.作業上、止むを得ず特定個人情報を持ち出さなければならない事態が生じたときは、事前に申請を行い情報管理部門の承認を得るものとする。	・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 1.ファイルの不必要な複製、送付及び送信を行ってはならないことを研修により指導する。 2.作業上、止むを得ず特定個人情報を持ち出さなければならない事態が生じたときは、情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ運用管理者の承認を得るものとする。	事後	リスクの程度に変更が生じるものではないため、重要な変更には該当しない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・個人番号利用事務主管課は、地方税に関する特定個人情報の連携、閲覧を開始するにあたっては、あらかじめ税務課に申請し、承認を得なければならない。 ・個人番号利用事務主管課は、番号法、台東区個人情報保護条例その他法令等の規定に基づき、適正に特定個人情報を扱わなければならない。	・番号法及び条例の規定により、認められる範囲の特定個人情報の提供・移転を行う。 ・審査システム及び国税連携システムを利用した特定個人情報の提供は、地方税共同機構が指定する方法で行っており、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って処理している。	事後	リスクの程度に変更が生じるものではないため、重要な変更には該当しない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 6. 特定個人情報の提供・移転におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追加)	○リスク一覧 ①不適切な方法で提供・移転してしまうリスク ②誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク ○リスクに対する措置一覧 ①不適切な方法で提供・移転してしまうリスクに対する措置 ・情報の移転については、庁内連携システムを通して行うことで、不適切な移転を防止する。 ・審査システム及び国税連携システムを使用した情報提供は、担当者ID及び暗証番号を設定した一部の職員のみ実施することができる。また、提供方法は各システムの機能で決められている。なお、地方税ポータルセンターへの送信には閉域網であるLGWANが用いられている。また番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って処理している。 ②誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置 ・庁内連携については、事務単位で使用する連携インターフェイスを取り決めることで、誤った相手への情報提供又は移転を防止する。また、画面の参照については、個人単位で参照権限を付与することで誤った相手への情報提供又は移転を防止する。 ・審査システム及び国税連携システムを使用して情報提供を行う場合、データ内容や提供先の確認を複数名で複層的に行っている。	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 6. 情報ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	リスクの程度に変更が生じるものではないため、重要な変更には該当しない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 6. 情報ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	リスクの程度に変更が生じるものではないため、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提供時期	提出時期に係る説明
R4.3.31	<p>Ⅲ リスク対策 (1) 特別区民税・都民税課課情報ファイル 6. 情報ネットワークシステムとの接続 情報ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びリスクに対する措置の内容</p>	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別番号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク等を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>○リスク一覧 ①安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク ②入手した特定個人情報が入力不正確であるリスク ③入手の際に特定個人情報が入力不正確・紛失するリスク ④不適切な方法で提供されるリスク ⑤誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク</p> <p>○リスクに対する措置一覧 ①安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の入手のみを実施できるように設計されているため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は高度なセキュリティ対策を維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ②入手した特定個人情報が入力不正確であるリスクに対する措置 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークを使用して、情報提供用個人識別番号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 ③入手の際に特定個人情報が入力不正確・紛失するリスクに対する措置 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※） 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が入れい・紛失するリスクを軽減している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みとなっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は高度なセキュリティ対策を維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 ④不適切な方法で提供されるリスクに対する措置 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で情報提供を行う仕組みになっている。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 （※）暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は高度なセキュリティ対策を維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 ⑤誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供されるリスクに対応している。 情報提供データベース管理機能（※）により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 （※）特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提供時期	提出時期に係る説明
R4.3.31	Ⅲリスク対策 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	Ⅲリスク対策 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その内容	(追加)	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	Ⅲリスク対策 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 再発防止策の内容	(追加)	特定個人情報を取り扱う業務委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合には、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含めた書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	(追加)	<p><台東区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各端末機から、外部媒体に個人情報を移動できない仕組みになっている。また、同端末機のローカルに個人情報を保存できない仕組みになっている。 ・新耐震基準に基づいたデータセンター内にサーバ室を設置している。 ・データセンターは、事前に申請のうえ入館を許可する形式となっており、入館時も本人確認を行っている。サーバ室への入退室では、ID/パスワードと生体による認証が行われている。また、監視カメラ等セキュリティ装置による不正侵入対策や不正入退室対策や不正持込・持出防止対策を行っている。 ・災害等の急な停電によるデータの消失を防ぐために、非常発電装置を導入している。 ・特定個人情報に記載された申告書等の紙媒体や外部記録媒体については、施設管理を行っている書庫やキャビネットに保管している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規委員着任時)実施することとしている。</p>	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追加)	<p>○リスク一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク <p>○リスクに対する措置一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上で保管している情報は期間経過後、一括して削除を行う。 ・紙媒体で保管している申告書等は保管期間の経過後、外部業者による溶解処理を実施している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提供時期	提出時期に係る説明
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (2) 軽自動車税賦課情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスクに対する措置の内容	・台東区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報は住民基本台帳システムにて入力した情報を、庁内連携システム経由で取得する方法に限定されている。 ・全国軽自動車協会連合会を經由して送付される情報に対しては基本4情報を確認している。 ・情報を入手するための帳票は地方税法等法令により定められた帳票様式を使用している。	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住民基本台帳システムにて入力した情報を、庁内連携システム経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・また、区民等から入手する課税対象者情報は、1件ごとに基本4情報等を確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査している。対象者以外の情報が含まれている場合には、本来の提出先へ回送を行っている。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住民基本台帳システムにて入力した情報を、庁内連携システム経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ・区民等から入手する課税対象者情報は、予め定められた帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手することはない。	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (2) 軽自動車税賦課情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追加)	○リスク一覧 ①不適切な方法で入手が行われるリスク ②入手した特定個人情報が不正確であるリスク ③入手の際に特定個人情報が入混じり紛失するリスク ○リスクに対する措置一覧 ①不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 各届出受領の際に必ず個人番号カード等の身分証明書による本人確認が実施されており、不適切な方法での入手は行わない。申告等を行う者は、法令等で規定されている様式において、必要事項を記載することによって申告等を行うことを認識した上で手続きを行うこととなる。 ②入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置 入手の際の本人確認について ・個人番号カードの提示、若しくは運転免許証等の官公署が発行した写真付きの身分証明書の提示、又は健康保険被保険者証など、その者が本人であることを確認するに至る書類を提示を受けて本人確認を行う。 ・代理人については、代理人の個人番号カード又は身分証明書、代理権確認書類の提示による確認を行う。 個人番号の真正性確認について ・上記、入手の際の本人確認とともに個人番号の真正性確認を行っている。 ・特定個人情報の正確性確保について 特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、複数の者による確認を行う。また、入力、削除及び訂正した内容を確認した者に申告書等の様式の行政側使用欄にサインさせる。 ・職員が収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ③入手の際に特定個人情報が入混じり紛失するリスクに対する措置 ・窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、職員が直接申告書等を收受する。また窓口仕切り板を設置し、他者の目に触れないようにしている。 ・郵送の場合は事前に提出先を広く周知し、誤送付などによる入混じり等を防止している。 ・入手から使用、保管までの保管方法などルール化している。	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (2) 軽自動車税賦課情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容	○宛名システム等における措置の内容 ・個人番号利用業務以外又は個人番号を必要としない業務主管課がシステムを参照する場合、個人番号を非表示とする。 ○事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 ・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みを構築する。(個人番号を物理的に表示しない)また、税務システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施する。 ・税務システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施する。 ・税務システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないよう適切なアクセス制御を実施する。	・宛名システム等における措置の内容 個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 税務システムでは、対象者の初期画面に特定個人情報が表示されない仕組みとなっている。事務遂行にあたっては、対象者の初期画面にて、評価対象の事務を遂行する上で必要な者であることを確認したうえで、特定個人情報を表示させている。	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (2) 軽自動車税賦課情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法	・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証及び指静脈による認証を実施し、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限している。 ・業務の担当者が異動した場合は、情報システム課の担当者が権限を変更または削除する。	・システムを使用する際には、二要素認証を用いて使用する職員を特定している。また、その認証により使用者がシステム上で使用できる機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を行っている。	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提供時期	提出時期に係る説明
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (2) 軽自動車税賦課情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	(追加)	・アクセス権限の発効・失効の管理 ・アクセス権限の管理 ・特定個人情報の使用の記録	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (2) 軽自動車税賦課情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追加)	○リスク一覧 ①従業者が事務外で使用するリスク ②特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク ○リスクに対する措置一覧 ①従業者が事務外で使用するリスクに対する措置 各種研修等を通して、業務外利用の禁止について指導するとともに、システムの操作ログの記録から業務外利用の特定が可能な旨を職員に周知している。 ②特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 ・バックアップファイルの作成はバックアップサーバ内に取得し、外部記憶媒体による持出しは行っていない。 ・バックアップを実行する都度、ログを保存している。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末で実施することに限定している。 ○その他 ・税務システムの照会画面等には個人番号をデフォルト表示せず、照会ボタンを押下することにより表示させ、そのアクセスログを管理している。 ・税務システム端末が設置してある場所から離席する場合、ログアウトすることとなっているが、万一、ログアウトをせずに離席した場合でも、時間が経過すると強制ログアウトとなる。なお、離席する際にはログアウトするよう指導・教育をしている。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得については、事務処理に必要な範囲にとどめ、終了後にシュレッダーを用いて遮断処理をする。	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (2) 軽自動車税賦課情報ファイル 6. 情報ネットワークシステムとの接続	[] 接続しない(提供)	[○] 接続しない(提供)	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (2) 軽自動車税賦課情報ファイル 6. 情報ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	リスクの程度に変更が生じるものではないため、重要な変更には該当しない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (2) 軽自動車税賦課情報ファイル 6. 情報ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク	< 台東区における措置 > ①特定個人情報の提供は、原則、各業務システム間の自動連携に限定しているため、職員が不正な提供を行うことを防止している。 ②各業務システム間の自動連携では接続システムの認証やシステム毎に異なる通信規則の定義を行い、接続を承認されているシステムのみが接続可能となっている。 < 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に重要な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提供時期	提出時期に係る説明
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (2) 軽自動車税賦課情報ファイル 6. 情報ネットワークシステムとの接続 情報ネットワークシステムとの接続 に伴うその他のリスク及びリスクに 対する措置の内容	中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>①中間サーバーの 職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、 ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が 実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンラ イン連携を抑制する仕組みになっている。②情報連携におい てのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担 保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>①中間サー バーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、 高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行 政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保してい る。②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団 体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化すること で安全性を確保している。③中間サーバー・プラットフォームで は、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごと に区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラット フォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には 一切アクセスできない。④特定個人情報の管理を地方公共団 体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運 用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	○リスク一覧 ①安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク ②入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク ③入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク ○リスクに対する措置一覧 ①安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対 する措置 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは特定個人情報保護委員会との協議を経て、総 務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークを使用した特定 個人情報の入手のみを実施できるように設計されているため、 安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムと の間は高度なセキュリティ対策を維持した行政専用ネットワーク (総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保 している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体 ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安 全性を確保している。 ②入手した特定個人情報 that 不正確であるリスクに対する措置 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは特定個人情報保護委員会との協議を経て、総 務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークを使用して、情 報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る 特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定 個人情報を入手することが担保されている。 ③入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクに対 する措置 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは情報提供ネットワークを使用した特定個人情報 の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応して いる(※) 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されないシ ステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定 期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除す ることにより、特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクを軽減 している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職 員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操 作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作 や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用し て特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号 化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕 組みとなっている。そのため、情報提供ネットワークシステム では復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムと の間は高度なセキュリティ対策を維持した行政専用ネットワー ク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛 失のリスクに対応している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体 ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏 えい・紛失のリスクに対応している。 中間サーバー・プラットフォームの事業者の業務は、中間サー バー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務 上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事後	リスクを軽減させる変更であり重要 な変更にて該当しない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (2) 軽自動車税賦課情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リ スク: 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関 において、個人情報に関する重大 事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (2) 軽自動車税賦課情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リ スク: 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスク その内容	(追加)	平成29年度課税当初課税データ作製業務委託において、特 定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許 諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。 調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は 確認されていない。	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (2) 軽自動車税賦課情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リ スク: 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスク 再発防止策等の内容	(追加)	特定個人情報を取り扱う業務委託については、契約締結時に 再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求め る場合には、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め る書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、 履行期間中に、契約内容の遵守状況の審査での報告、委託先 の現地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、 全課に周知徹底を図った。	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提供時期	提出時期に係る説明
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (2) 軽自動車税賦課情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	(追加)	<p><台東区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各端末機から、外部媒体に個人情報を移動できない仕組みになっている。また、同端末機のローカルに個人情報を保存できない仕組みになっている。 ・新耐震基準に基づいたデータセンター内にサーバ室を設置している。 ・データセンターは、事前に申請のうえ入館を許可する形式となっており、入館時も本人確認を行っている。サーバ室への入退室では、ID/パスワードと生体による認証が行われている。また、監視カメラ等セキュリティ装置による不正侵入対策や不正入退室対策や不正持込・持出防止対策を行っている。 ・災害等の急な停電によるデータの消失を防ぐために、非常発電装置を導入している。 ・特定個人情報が記載された申告書等の紙媒体や外部記録媒体については、施設管理を行っている書庫やキャビネットに保管している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (2) 軽自動車税賦課情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追加)	<p>○リスク一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク <p>○リスクに対する措置一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上で保管している情報は期間経過後、一括して削除を行う。 ・紙媒体で保管している申告書等は保管期間の経過後、外部業者による溶解処理を実施している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (3) 収納情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。) リスクに対する措置の内容	収納情報ファイルについては、[(1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル]及び[(2)軽自動車税賦課情報ファイル]に登録されている課税情報から自動作成されるものであり、対象者以外の情報を入手することは出来ない。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住民基本台帳システムにて入力した情報を、庁内連携システム経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・また、区民等から入手する課税対象者情報は、1件ごとに基本4情報を確認の上、対象者以外の情報が入り込まないように精査している。対象者以外の情報が含まれる場合には、本来の提出先へ回送を行っている。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住民基本台帳システムにて入力した情報を、庁内連携システム経由で予め定められたインタフェースに基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ・区民等から入手する課税対象者情報は、予め定められた帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手することはない。 	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提供時期	提出時期に係る説明
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (3) 収納情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追加)	○リスク一覧 ①不適切な方法で入手が行われるリスク ②入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク ③入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク ○リスクに対する措置一覧 ①不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 各届出受領の際に必ず個人番号カード等の身分証明書による本人確認が実施されており、不適切な方法での入手は行わない。申告等を行う者は、法令等で規定されている様式において、必要事項を記載することによって申告等を行うことを認識した上で手続きを行うこととなる。 ②入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクに対する措置 ・入手の際の本人確認について 個人番号カードの提示、若しくは運転免許証等の官公署が発行した写真付きの身分証明書の提示、又は健康保険被保険者証など、その者が本人であることを確認するに至る書類の提示を受けて本人確認を行う。 ・代理人については、代理人の個人番号カード又は身分証明書、代理権確認書類の提示による確認を行う。 ・個人番号の真正性確認について 上記、入手の際の本人確認とともに個人番号の真正性確認を行っている。 ・特定個人情報の正確性確保について 特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、複数の者による確認を行う。また、入力、削除及び訂正した内容を確認した者に申告書等の様式の行政使用欄にサインさせる。 職員が収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権を適宜修正することで正確性を確保している。 ③入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスクに対する措置 ・窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、職員が直接申告書等を收受する。また窓口仕切り板を設置し、他者の目に触れないようにしている。 ・郵送の場合は事前に提出先を広く周知し、誤送付などによる漏えい等を防止している。 ・入手から使用、保管までの保管方法などルール化している。	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (3) 収納情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容	・個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務 主管課がシステムを参照する場合、個人番号を非表示とする。	・宛名システム等における措置の内容 個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 税務システムでは、対象者の初期画面に特定個人情報が表示されない仕組みとなっている。事務遂行にあたっては、対象者の初期画面にて、評価対象の事務を遂行する上で必要な者であることを確認したうえで、特定個人情報を表示させている。	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (3) 収納情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法	・職員一人一人が生体認証を実施し、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。 ・業務の担当者が異動した場合は、情報システム課の担当者 が権限を変更または削除する。	・システムを使用する際には、二要素認証を用いて使用する職員を特定している。また、その認証により使用者がシステム上、使用できる機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を行っている。	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (3) 収納情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	(追加)	・アクセス権限の発効・失効の管理 ・アクセス権限の管理 ・特定個人情報の使用の記録	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提供時期	提出時期に係る説明
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (3) 収納情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追加)	○リスク一覧 ①従業者が事務外で使用するリスク ②特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク ○リスクに対する措置一覧 ①従業者が事務外で使用するリスクに対する措置 各種研修等を通して、業務外利用の禁止について指導するとともに、システムの操作ログの記録から業務外利用の特定が可能な旨を職員に周知している。 ②特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 ・バックアップファイルの作成はバックアップサーバ内に取得し、外部記憶媒体による持出しは行っていない。 ・バックアップを実行する都度、ログを保存している。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末で実施することに限定している。 ○その他 ・税務システムの照会画面等には個人番号をデフォルト表示せず、照会ボタンを押下することにより表示させ、そのアクセスログを管理している。 ・税務システム端末が設置してある場所から離席する場合、ログアウトすることとなっているが、万一、ログアウトをせずに離席した場合でも、時間が経過すると強制ログアウトとなる。なお、離席する際にはログアウトするよう指導・教育をしている。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得については、事務処理に必要な範囲にとどめ、終了後にシュレッダーを用いて裁断処理をする。	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	Ⅲリスク対策 (3) 収納情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	Ⅲリスク対策 (3) 収納情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その内容	(追加)	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	Ⅲリスク対策 (3) 収納情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 再発防止策等の内容	(追加)	特定個人情報を取り扱う業務委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求めた場合には、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含めた書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の現地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (3) 収納情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他の措置の内容	(追加)	<台東区における措置> ・各端末機から、外部媒体に個人情報を移動できない仕組みになっている。また、同端末機のローカルに個人情報を保存できない仕組みになっている。 ・新耐震基準に基づいたデータセンター内にサーバ室を設置している。 ・データセンターは、事前に申請のうえ入館を許可する形式となっており、入館時も本人確認を行っている。サーバ室への入退室では、ID/パスワードと生体による認証が行われている。また、監視カメラ等セキュリティ装置による不正侵入対策や不正入退室対策や不正持込・持出防止対策を行っている。 ・災害等の急な停電によるデータの消失を防ぐために、非常発電装置を導入している。 ・特定個人情報記載された申告書等の紙媒体や外部記録媒体については、施設管理を行っている書庫やキャビネットに保管している。 <中間サーバープラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提供時期	提出時期に係る説明
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (3) 収納情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追加)	○リスク一覧 ・特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク ○リスクに対する措置一覧 ・システム上で保管している情報は期間経過後、一括して削除を行う。 ・紙媒体で保管している申告書等は保管期間の経過後、外部業者による溶解処理を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (3) 収納情報ファイル 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<台東区における措置> 事務やシステムの運用について、評価書の項目から自己点検チェック表を作成し、定期的に職員による自己点検を実施する。	<台東区における措置> 事務やシステムの運用について、評価書の項目から自己点検チェック表を作成し、定期的に職員による自己点検を実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (4) 滞納整理情報ファイル 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスクに対する措置の内容	基盤システムからの宛名情報、賦課・収納情報の入手は、予め定められた使用に基づくため、対象者以外の情報を入手することはない。	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住民基本台帳システムにて入力した情報を、庁内連携システム経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住民基本台帳システムにて入力した情報を、庁内連携システム経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ・区民等から入手する課税対象者情報は、予め定められた帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手することはない。	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提供時期	提出時期に係る説明
R4.3.31	<p>Ⅲ リスク対策 (4) 滞納整理情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	(追加)	<p>○リスク一覧 ①不適切な方法で入手が行われるリスク ②入手した特定個人情報が不正確であるリスク ③入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p> <p>○リスクに対する措置一覧 ①不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 各届出受領の際に必ず個人番号カード等の身分証明書による本人確認が実施されており、不適切な方法での入手は行わない。申告等を行う者は、法令等で規定されている様式において、必要事項を記載することによって申告等を行うことを認識した上で手続きを行うこととなる。</p> <p>②入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置 ・入手の際の本人確認について 個人番号カードの提示、若しくは運転免許証等の官公署が発行した写真付きの身分証明書の提示、又は健康保険被保険者証など、その者が本人であることを確認するに至る書類の提示を受けて本人確認を行う。 代理人については、代理人の個人番号カード又は身分証明書、代理権確認書類の提示による確認を行う。 ・個人番号の真正性確認について 上記、入手の際の本人確認とともに個人番号の真正性確認を行っている。 ・特定個人情報の正確性確保について 特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、複数の者による確認を行う。また、入力、削除及び訂正した内容を確認した者に申告書等の様式の行政側使用欄にサインさせる。 職員が収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。</p> <p>③入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 ・窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、職員が直接申告書等を收受する。また窓口仕切り板を設置し、他者の目に触れないようにしている。 ・郵送の場合は事前に提出先を広く周知し、誤送付などによる漏えい等を防止している。 ・入手から使用、保管までの保管方法などルール化している。</p>	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提供時期	提出時期に係る説明
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (4) 滞納整理情報ファイル 3. 特定個人情報の紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容	職員の情報管理の管理を行っており、番号制度の事務実施者以外は個人番号を参照できないように制御を行っている。	・宛名システム等における措置の内容 個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 税務システムでは、対象者の初期画面に特定個人情報が表示されない仕組みとなっている。事務遂行にあたっては、対象者の初期画面にて、評価対象の事務を遂行する上で必要な者であることを確認したうえで、特定個人情報を表示させている。	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (4) 滞納整理情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法	システム利用は、必要となる職員等IDについて操作権限を割り当て、IDとパスワードによる認証を行っている。	・システムを使用する際には、二要素認証を用いて使用する職員を特定している。また、その認証により使用者がシステム上、使用できる機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を行っている。	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (4) 滞納整理情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	(追加)	・アクセス権限の発効・失効の管理 ・アクセス権限の管理 ・特定個人情報の使用の記録	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (4) 滞納整理情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【その他のリスク】 ・従業員が事務外で使用するリスク ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 【その他のリスクに対する措置】 ・従業員が事務外で使用するリスク 1.業務目的以外にファイルを使用してはならないことを研修により指導する。 2.情報参照履歴を管理し、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外の利用を防止する。 3.特定個人情報などのシステム上管理している情報はサーバー一括管理とし、各クライアント端末には情報を保管しない仕組みにする。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 1.ファイルの不必要な複製、送付及び送信を行ってはならないことを研修により指導する。 2.作業上、止むを得ず特定個人情報を持ち出さなければならない事態が生じたときは、事前に申請を行い情報管理部門の承認を得るものとする。	○リスク一覧 ①従業員が事務外で使用するリスク ②特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク ○リスクに対する措置一覧 ①従業員が事務外で使用するリスクに対する措置 各研修等を通して、業務外利用の禁止について指導するとともに、システムの操作ログの記録から業務外利用の特定が可能な旨を職員に周知している。 ②特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 ・バックアップファイルの作成はバックアップサーバ内に取得し、外部記憶媒体による持出は行っていない。 ・バックアップを実行する都度、ログを保存している。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザーのみが、特定の端末で実施することに限定している。 ○その他 ・税務システムの照会画面等には個人番号をデフォルト表示せず、照会ボタンを押下することにより表示させ、そのアクセスログを管理している。 ・税務システム端末が設置してある場所から離席する場合、ログアウトすることとなっているが、万一、ログアウトをせずに離席した場合でも、時間が経過すると強制ログアウトとなる。なお、離席する際にはログアウトするよう指導・教育をしている。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得については、事務処理に必要な範囲にとどめ、終了後にシュレッダーを用いて裁断処理をする。	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (4) 滞納整理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 再委託先による特定個人情報があるの適切な取扱いの担保	(再委託していない)	[十分に行っている]	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (4) 滞納整理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスク 具体的な方法	(追加)	・委託先は、再委託先名、再委託内容及び再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等を記載した書面を当区に提出し、当区の承認を受けなければならない。 ・情報の保管及び管理等に関する特記事項については、委託先と同様に、再委託先においても遵守するものとし、委託先は、再委託先がこれを遵守することに一切の責任を負う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (4) 滞納整理情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (4) 滞納整理情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その内容	(追加)	平成29年度課税当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提供時期	提出時期に係る説明
R4.3.31	Ⅲリスク対策 (4) 滞納整理情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 再発防止策等の内容	(追加)	特定個人情報を取り扱う業務委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合には、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含めた書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の現地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (4) 滞納整理情報ファイル 7. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	(追加)	<p><台東区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各端末機から、外部媒体に個人情報を移動できない仕組みになっている。また、同端末機のローカルに個人情報を保存できない仕組みになっている。 ・新耐震基準に基づいたデータセンター内にサーバ室を設置している。 ・データセンターは、事前に申請のうえ入館を許可する形式となっており、入館時も本人確認を行っている。サーバ室への入退室では、ID/パスワードと生体による認証が行われている。また、監視カメラ等セキュリティ装置による不正侵入対策や不正入退室対策や不正持込・持出防止対策を行っている。 ・災害等の急な停電によるデータの消失を防ぐために、非常発電装置を導入している。 ・特定個人情報が記載された申告書等の紙媒体や外部記録媒体については、施設管理を行っている書庫やキャビネットに保管している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.3.31	Ⅲ リスク対策 (4) 滞納整理情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追加)	<p>○リスク一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク <p>○リスクに対する措置一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上で保管している情報は期間経過後、一括して削除を行う。 ・紙媒体で保管している申告書等は保管期間の経過後、外部業者による溶解処理を実施している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	事後	リスクを軽減させる変更であり重要な変更には該当しない
R4.12.14	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容 過誤納金の内容修正	○過誤納金 過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付・充当通知書を印刷し、住民等に通知する。 住民等から取得した還付請求書の情報を税務システムに登録し、指定された口座に振り込みを行う。	○過誤納金 過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付・充当通知書を印刷し、住民等に通知する。 住民等から取得した還付請求書の情報を税務システムに登録し、指定された口座に振り込みを行う。 マイナンバー(デジタル庁)に登録されている公金受取用口座を、個人番号を用いて参照し税務システムに登録、その後該当口座に振り込みを行う。	事前	法令改正に伴う変更
R4.12.14	II 特定個人情報ファイルの概要(収納管理) 2. 基本情報 ③ 対象となる本人の範囲、その必要性	住民税、軽自動車税の適正な収納管理業務を行うため	住民税、軽自動車税の適正な収納管理業務及び過誤納還付金の振り込みを行うため	事前	法令改正に伴う変更
R4.12.14	II 特定個人情報ファイルの概要(収納管理) 2. 基本情報 ④ 記録される項目、その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報: 対象者を正確に特定するため。 ・4情報、その他住民票関係情報、連絡先: 納税者に対する通知書等の送付先情報として使用するため。 ・地方税関係情報: 公平かつ適正な課税を行うため。また対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するため。 ・その他: 口座振替情報及び標識番号を管理するため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報: 対象者を正確に特定するため。 ・4情報、その他住民票関係情報、連絡先: 納税者に対する通知書等の送付先情報として使用するため。 ・地方税関係情報: 公平かつ適正な課税を行うため。また対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するため。 ・その他: 口座振替情報及び標識番号を管理するため。また、公金受取用口座として登録されている口座に、還付金の振り込みを行うため。 	事前	法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提供時期	提出時期に係る説明
R4.12.14	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納管理) 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[]情報提供ネットワーク	[○]情報提供ネットワーク	事前	法令改正に伴う変更
R4.12.14	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納管理) 3.特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	住民税、軽自動車税の適正な収納管理	住民税、軽自動車税の適正な収納管理と、過誤納還付金の振り込み	事前	法令改正に伴う変更
R4.12.14	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納管理) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	○収納管理事務 ・収納状況を管理する。 ・納期限を過ぎても完納しない納税者に対して督促状を発送する。 ・申請に基づき、口座振替の登録処理を行う。 ○還付充当処理 ・過誤納金が生じたものについて、還付及び充当の処理を行い、通知書を作成し発送する。 ○納税証明書 ・交付申請があったものについて、収納状況を確認の上、交付する。	○収納管理事務 ・収納状況を管理する。 ・納期限を過ぎても完納しない納税者に対して督促状を発送する。 ・申請に基づき、口座振替の登録処理を行う。 ○還付充当処理 ・過誤納金が生じたものについて、還付及び充当の処理を行い、通知書を作成し発送する。また、公金受取口座として登録されている口座に、還付金の振り込みを行う。 ○納税証明書 ・交付申請があったものについて、収納状況を確認の上、交付する。	事前	法令改正に伴う変更
R4.12.14	III リスク対策（収納管理） 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 収納管理で情報提供ネットワークシステムを使用するため	—	新規追加	事前	法令改正に伴う変更